

令和8年5月22日時点版

※ 赤字: 前回作業部会(令和8年3月3日)以降の修正

ひがしどおり ろっかしよ
**東通・六ヶ所地域の緊急時対応
(全体版: 案)**

ひがしどおり
東通地域原子力防災協議会作業部会

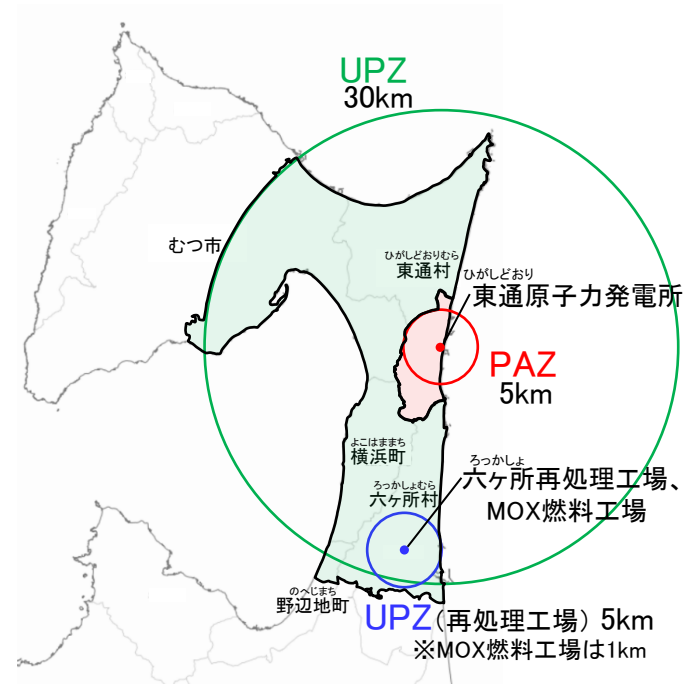
はじめに	P.4
第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所	
1. ひがしどおり 東通原子力発電所の概要	P.6
2. 緊急事態における対応体制	P.11
3. PAZの施設敷地緊急事態における対応	P.24
4. PAZの全面緊急事態における対応	P.37
5. UPZにおける対応	P.45
6. 大雪時における対応	P.67
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.77
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.90
9. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.99
10. 実動組織の支援体制	P.109

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 1. <small>ろっかしよ</small> 六ヶ所再処理工場等の概要 | P.115 |
| 2. 緊急事態における対応体制 | P.118 |
| 3. UPZにおける対応 | P.131 |
| 4. 大雪時における対応 | P.147 |
| 5. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 | P.155 |
| 6. 緊急時モニタリングの実施体制 | P.165 |
| 7. 原子力災害時の医療等の実施体制 | P.174 |
| 8. 実動組織の支援体制 | P.183 |

はじめに

- 本緊急時対応は、内閣府が設置した東通地域原子力防災協議会において、東北電力株式会社東通^{ひがしどおり}原子力発電所に起因する原子力災害に関し、青森県及び関係市町村の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応を取りまとめたもの。なお、本緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。



- 上記に加え、本地域の特徴として、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場が立地しており、東通原子力発電所と同様に同再処理工場等のUPZにおける原子力災害への対応や複数施設が同時発災した場合における対応が必要であること等から、同再処理工場等に係る対応についても本緊急時対応に含めるものとする。

東通地域原子力防災協議会の構成員

➤ 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域^{ひがしどおり}に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、東通地域においても「東通地域原子力防災協議会」が設置された。

東通地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
- 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
- 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
- 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
- 警察庁長官官房審議官
- 総務省大臣官房自然災害等対策総括官
- 消防庁国民保護・防災部長
- 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
- 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
- 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
- 経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
- 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
- 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
- 環境省大臣官房審議官
- 防衛省大臣官房審議官
- 青森県副知事

オブザーバー

- ^{ひがしどおりむら}東通村
- むつ市
- ^{のへじまち}野辺地町
- ^{よこはままち}横浜町
- ^{ろっかしよむら}六ヶ所村
- 東北電力株式会社
- 日本原燃株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置。

第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

1. ひがしどおり 東通原子力発電所の概要

東通原子力発電所の概要

- 東通原子力発電所は、東北電力(株)が青森県下北郡東通村に設置している原子力発電所である。
- 東通原子力発電所は、平成17年12月に1号機の営業運転を開始している。

東北電力(株)東通原子力発電所について

(1)所在地 青森県下北郡東通村

(2)概要 (出力・原子炉形式)

1号機:110万kW・BWR

(3)着工／運転開始／経過年数(令和●年●月現在)

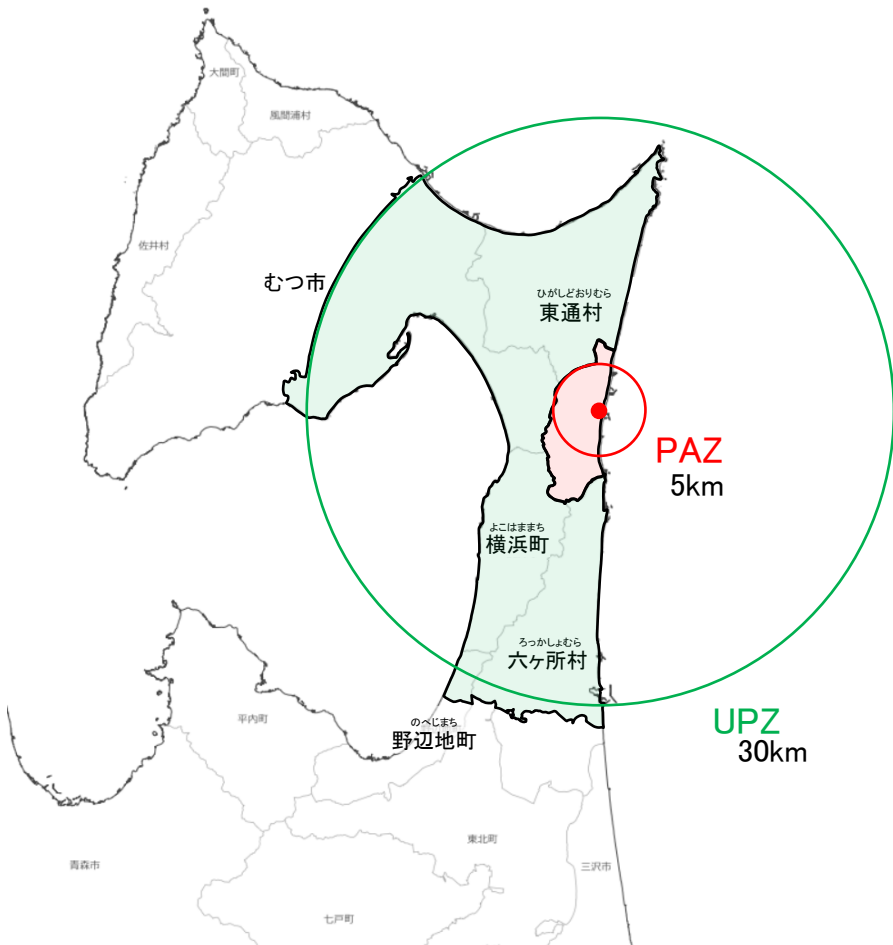
1号機:平成10年12月／平成17年12月／●年



※ 国土地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災担当)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 青森県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所よりおおむね5kmを目安とするPAZ、発電所よりおおむね5～30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- 東通地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは東通村、UPZは東通村、むつ市、野辺地町、^{ひがしどおりむら}横浜町、^{ひがしどおりむら}六ヶ所村の1市2町2村にまたがる。



<おおむね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

^{ひがしどおりむら}
1村(東通村) 住民数:2,195人※

<おおむね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

1市2町2村
^{ひがしどおりむら} (東通村、^{のへじまち}むつ市、^{よこはままち}野辺地町、^{ろっかしよむら}横浜町、六ヶ所村)

住民数:59,173人※

※人口:令和6年12月1日現在。

※ 国土地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災担当)作成

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は2,195人、UPZ内人口は59,173人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で61,368人。

関係市町村名	PAZ内 (おおむね5km圏内)		UPZ内 (おおむね5～30km圏内)		合 計	
ひがしどおりむら 東通村	2,195人	1,162世帯	3,364人	1,596世帯	5,559人	2,758世帯
むつ市			45,109人	24,350世帯	45,109人	24,350世帯
のへじまち 野辺地町			50人	39世帯	50人	39世帯
よこはままち 横浜町			4,055人	2,125世帯	4,055人	2,125世帯
ろっかしよむら 六ヶ所村			6,595人	3,612世帯	6,595人	3,612世帯
合 計	2,195人	1,162世帯	59,173人	31,722世帯	61,368人	32,884世帯

※人口、世帯数：令和6年12月1日現在。

昼間流入出入口(就労者等)の状況

- 令和2年国勢調査によると、^{ひがしどおりむら}東通村全体での他市町村からの昼間流入人口は、994人。
- また、令和3年経済センサスによると、原子力関連企業を中心に約120事業所、約1,300人がPAZ内にて就労。
- 従業者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	他市町村からの 昼間流入人口	他市町村への 昼間流出口	差引増△減
^{ひがしどおりむら} 東通村	994人	1,065人	△71人

出典：令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

PAZ対象地区	事業所数	従業者数
^{おだのさわ} 小田野沢	44	541人
^{おいっぱ} ^{しらぬか} 老部、白糖	80	731人
合 計	124	1,272人

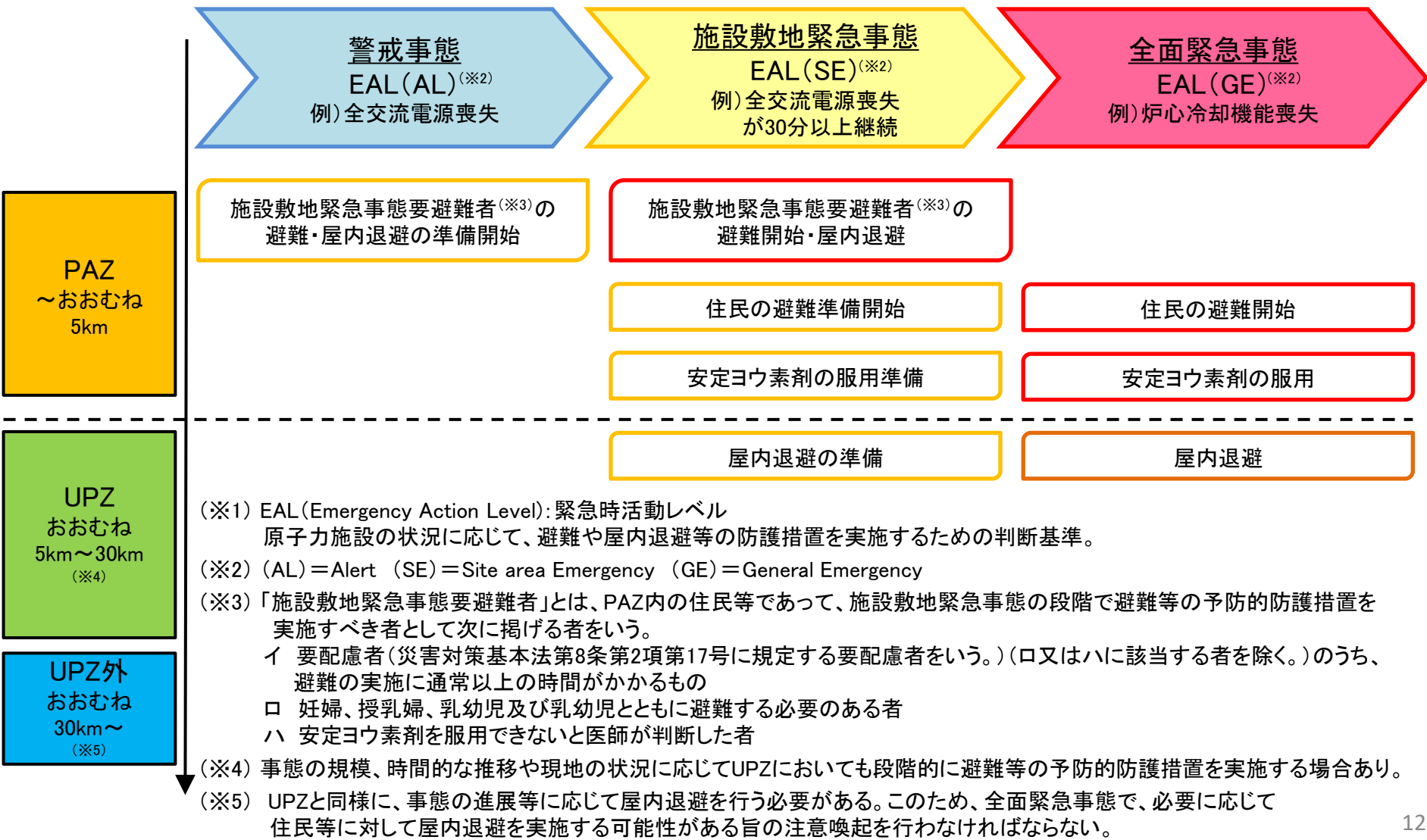
出典：令和3年経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

2. 緊急事態における対応体制

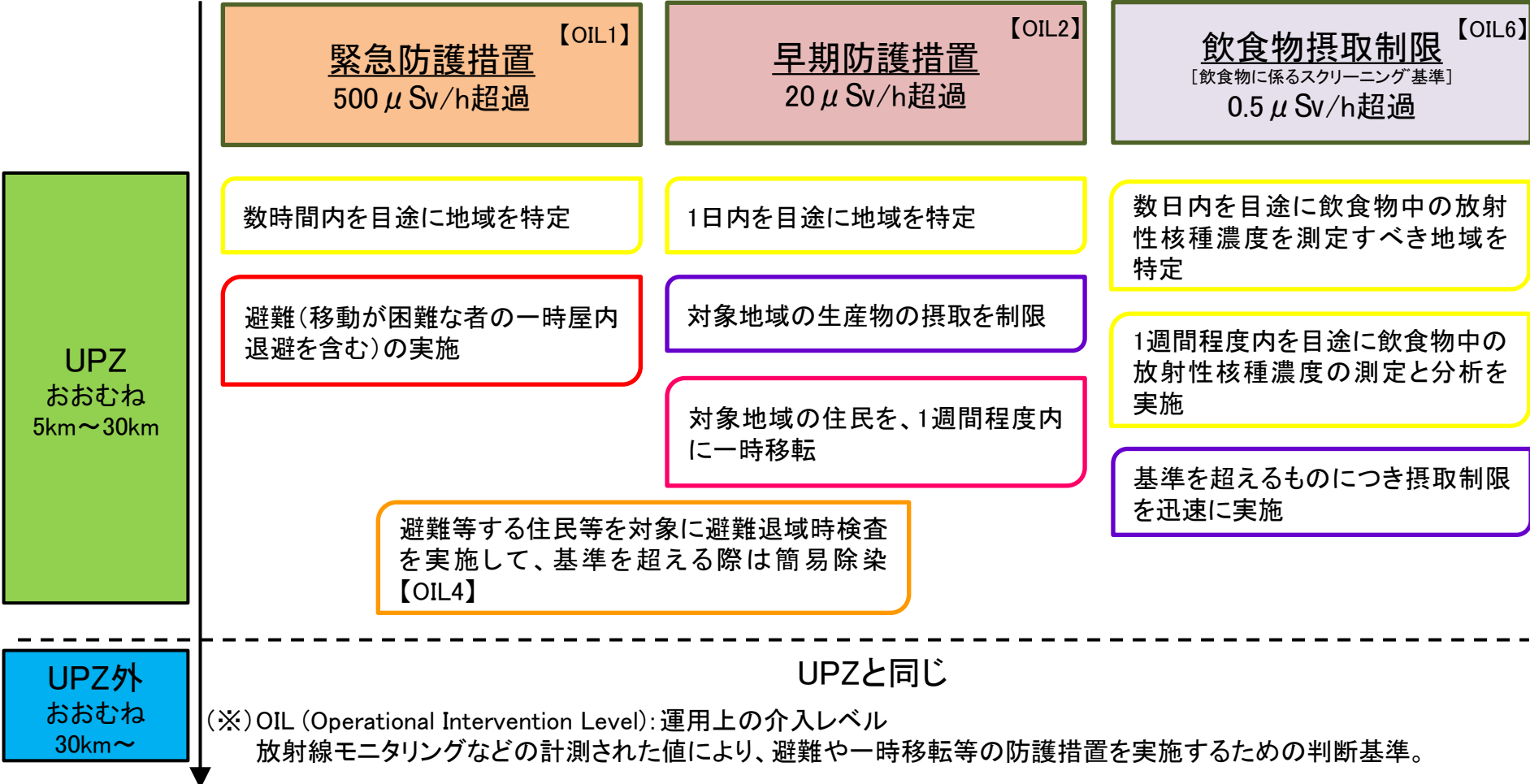
原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(緊急時活動レベル:EAL(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



青森県及び関係市町村の対応体制

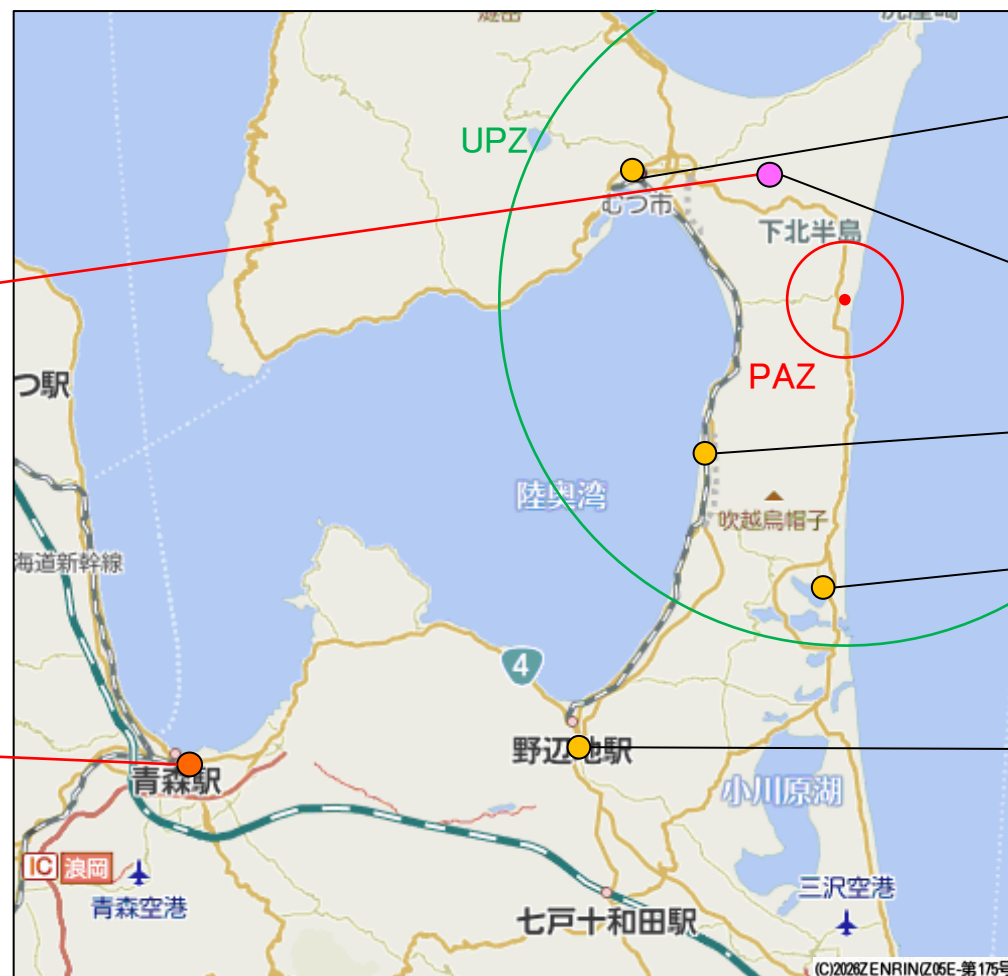
- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 警戒事態では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



オフサイトセンター
ひがしどおりむら
(東通村防災センター)



青森県災害警戒本部



むつ市災害警戒本部

ひがしどおりむら
東通村災害警戒本部

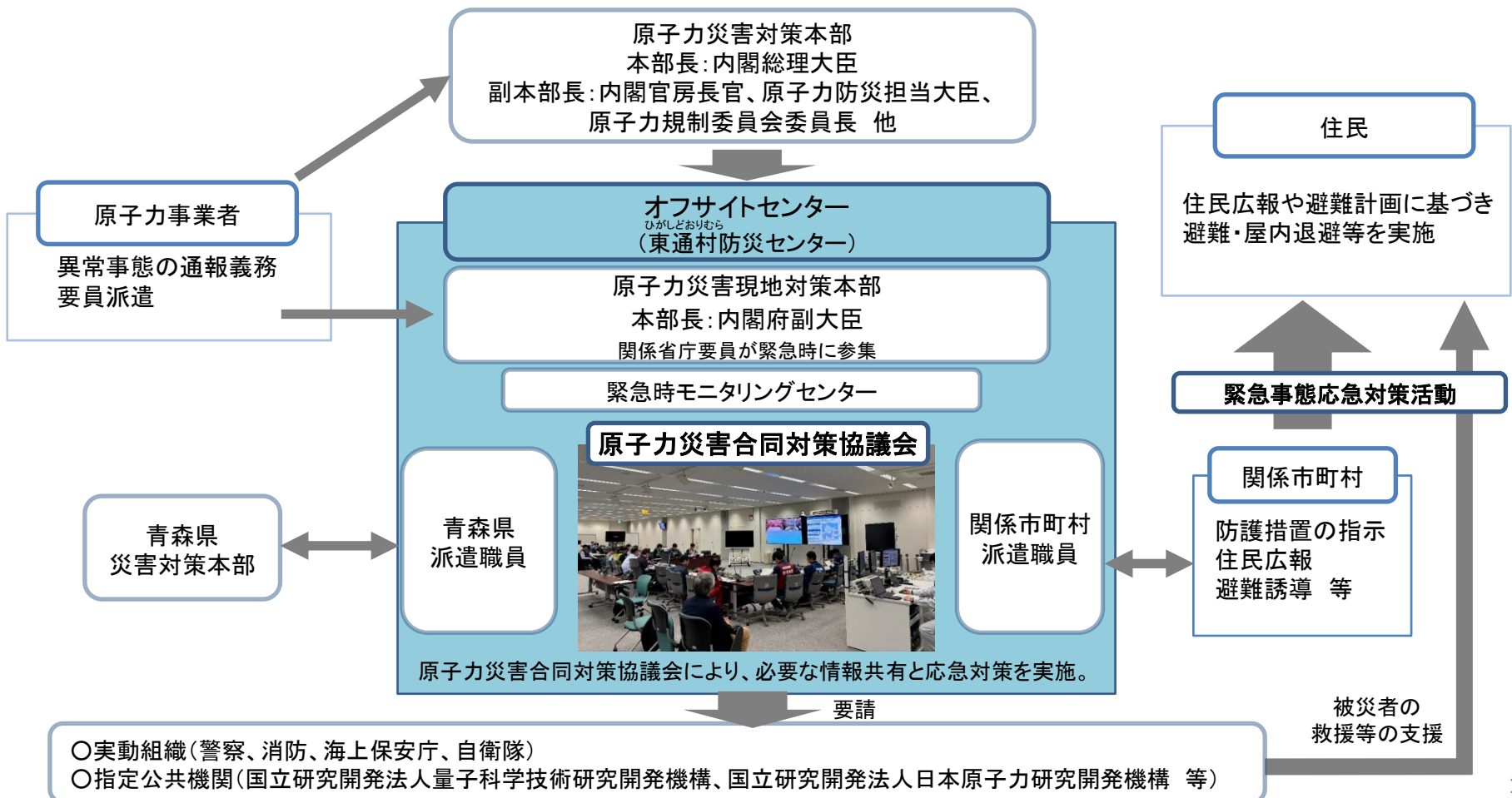
よこはままち
横浜町災害警戒本部

ろっかしょむら
六ヶ所村災害警戒本部

のへじまち
野辺地町災害警戒本部

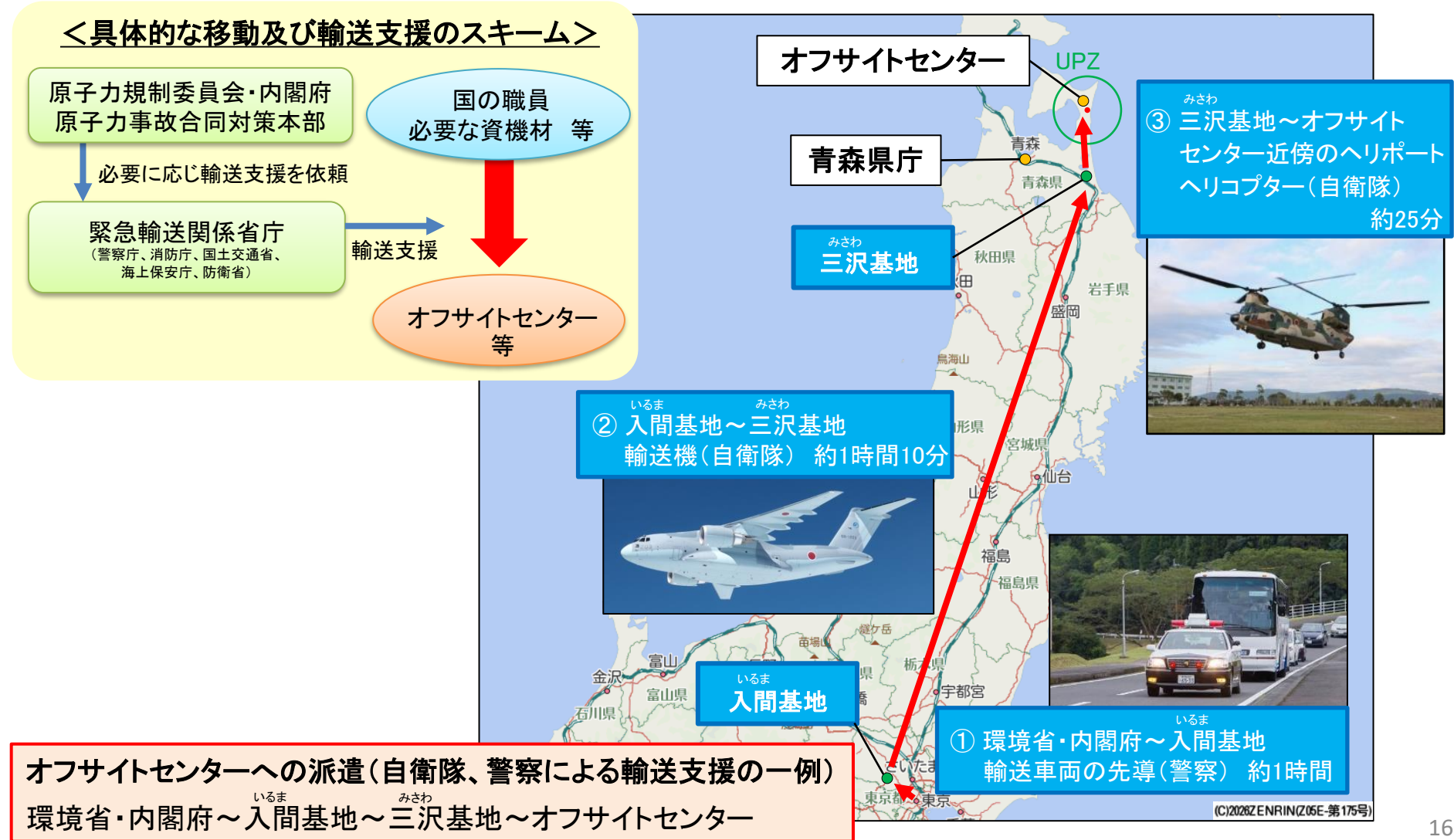
国の対応体制

- ひがしどおりむら 東通村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合、(警戒事態の前段階から、)原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町村等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地^{ひがしとありむら}緊急事態発生^{ひがしとありむら}の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等をオフサイトセンター（東通村防災センター）及び青森県庁に派遣。あわせて、必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

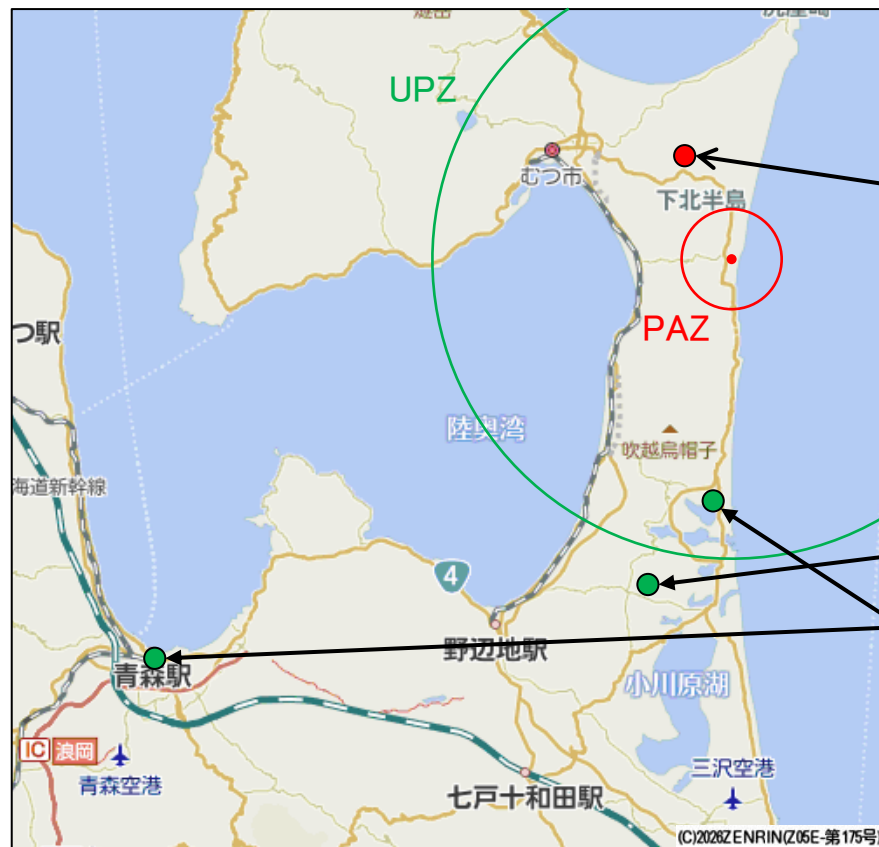
- オフサイトセンター（^{ひがしどおりむら}東通村防災センター）は、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

- 放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備済み。

【電源対策】

- 無停電電源装置(UPS)、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、東北電力が用意する電源車で継続して電源を確保。
- 加えて、青森県は、青森県石油商業組合等と協定を締結しており、オフサイトセンターなどの災害対策上重要な施設等に優先給油される仕組みを構築。



^{ひがしどおりむら}東通村防災センター（東通村）（発電所からの距離約11km）

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

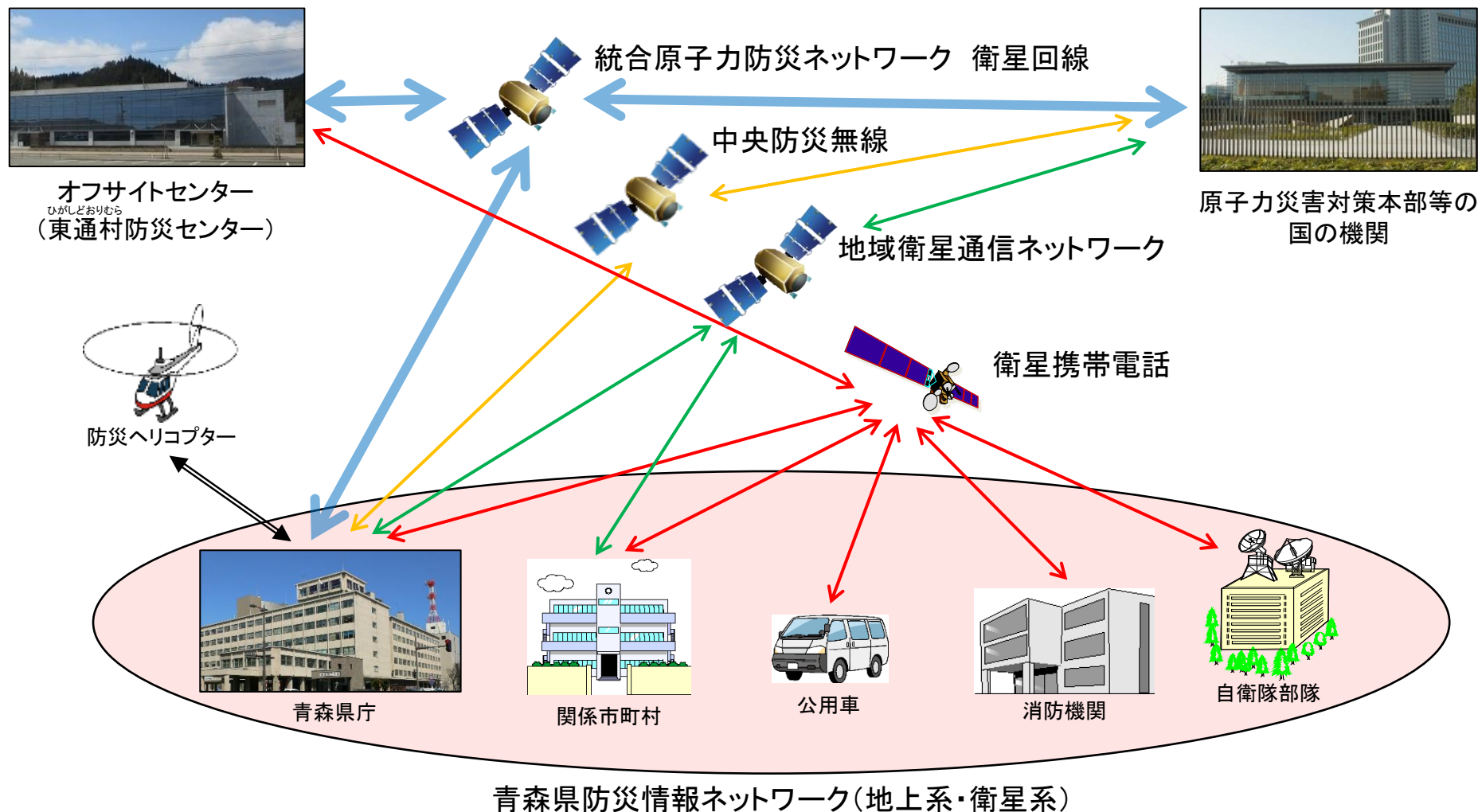
- 青森県原子力センター（^{ろっかしよむら}六ヶ所村）：約35km
（自家用発電機により、約7日間稼働。）
- 青森県庁（^{あおもりし}青森市）：約70km
（自家用発電機により、約3日間稼働。）
- ^{ろっかしよ}六ヶ所オフサイトセンター（^{ろっかしよむら}六ヶ所村）：約25km
（UPZに所在するが^{ひがしどおりむら}東通村防災センターと同等の放射線防護対策をしている。自家発電機により、約7日間稼働。）

※距離は、いずれも発電所からの直線距離。

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、青森県及び関係市町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町村が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



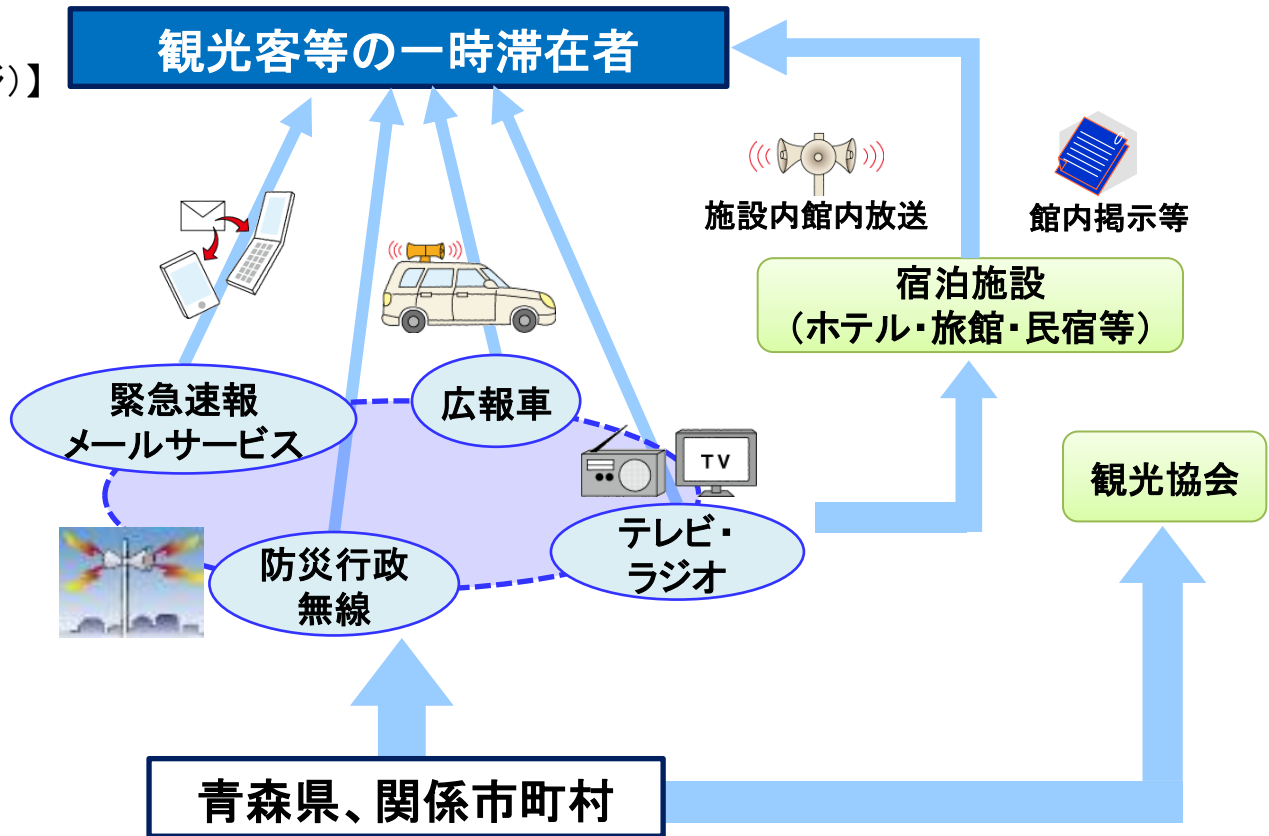
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 青森県及び関係市町村は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 青森県及び関係市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達（P19と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、青森県及び関係市町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

〇〇〇〇/〇/〇 午前〇:〇
緊急情報
こちらは(〇〇市・町・村)です。
先ほどの地震による影響について、東通原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町村の情報に注意し、落ち着いて行動してください。



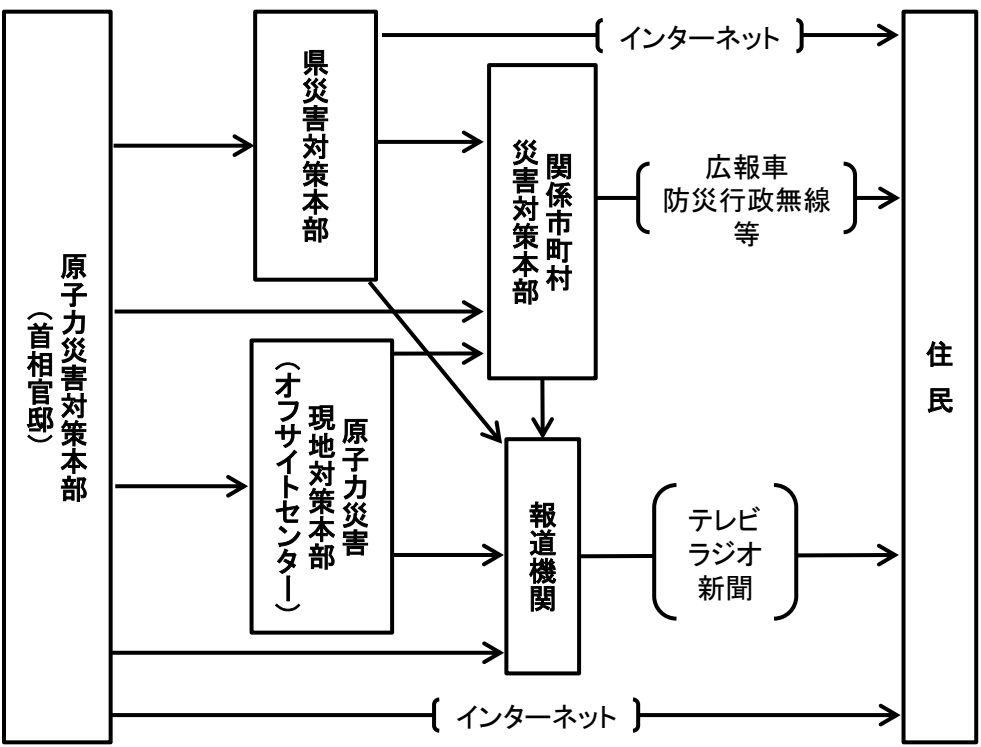
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



（一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有。）

国、青森県及び関係市町村等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等は、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、青森県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

青森県及び関係市町村における対応

- 青森県及び関係市町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（東北電力）における対応

- 原子力事業者（東北電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 事故の発生日時及び概要 | ⑤ 住民等がとるべき行動 |
| ② 事故の状況と今後の予測 | ⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③ 原子力発電所における対応状況 | ⑦ 被災企業等への援助・助成措置 |
| ④ 行政機関の対応状況 | |



複合災害時の避難に係る基本的な考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

第1章 ^{ひがしどおり}東通原子力発電所

3. PAZの施設敷地緊急事態における対応

<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。なお、PAZに病院は所在しない。
2. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

ひがしどおりむら

- ひがしどおりむ



住民への情報伝達

- 東通村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集合場所に派遣された東通村の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、東通村と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織等は、住民の避難等の状況を確認し、一時集合場所に派遣された東通村の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 社会福祉施設や在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、東通村から実施。必要に応じ、消防団や住民自治組織等と協力し、情報伝達を行う。



防災行政無線
ひがしどおりむら
(東通村役場)

メール配信サービスなどによる住民への情報伝達

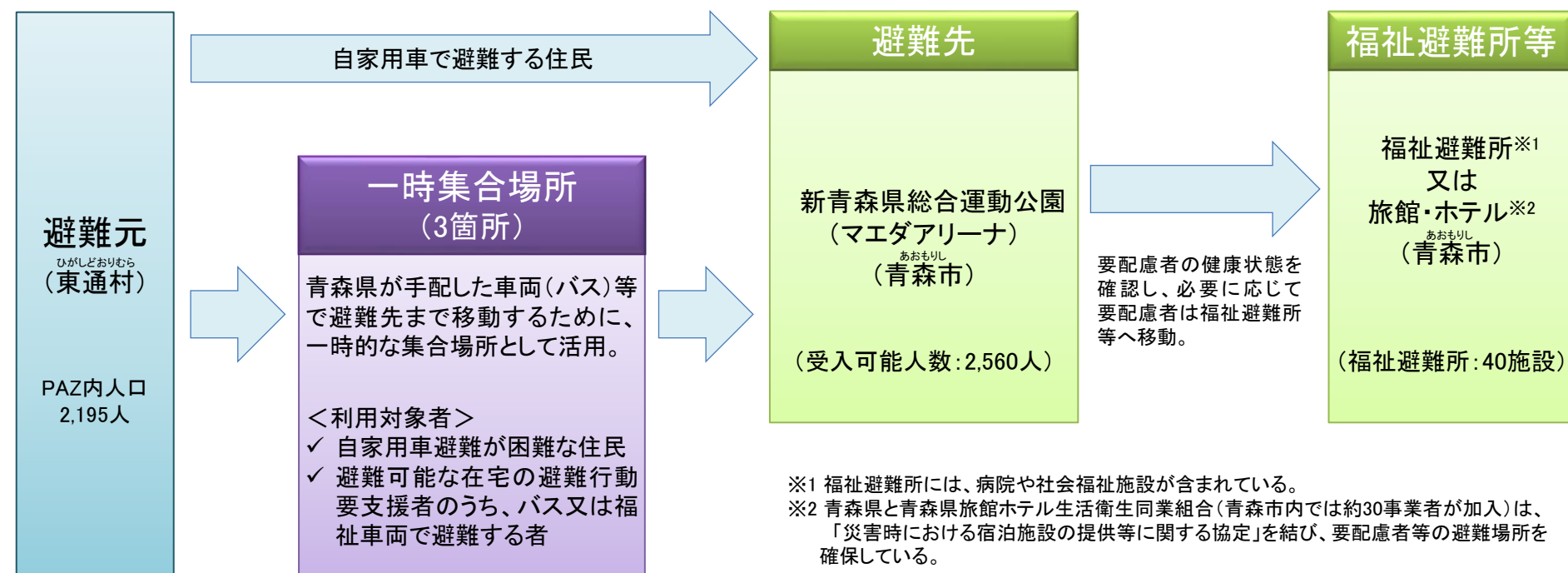


広報車による広報活動



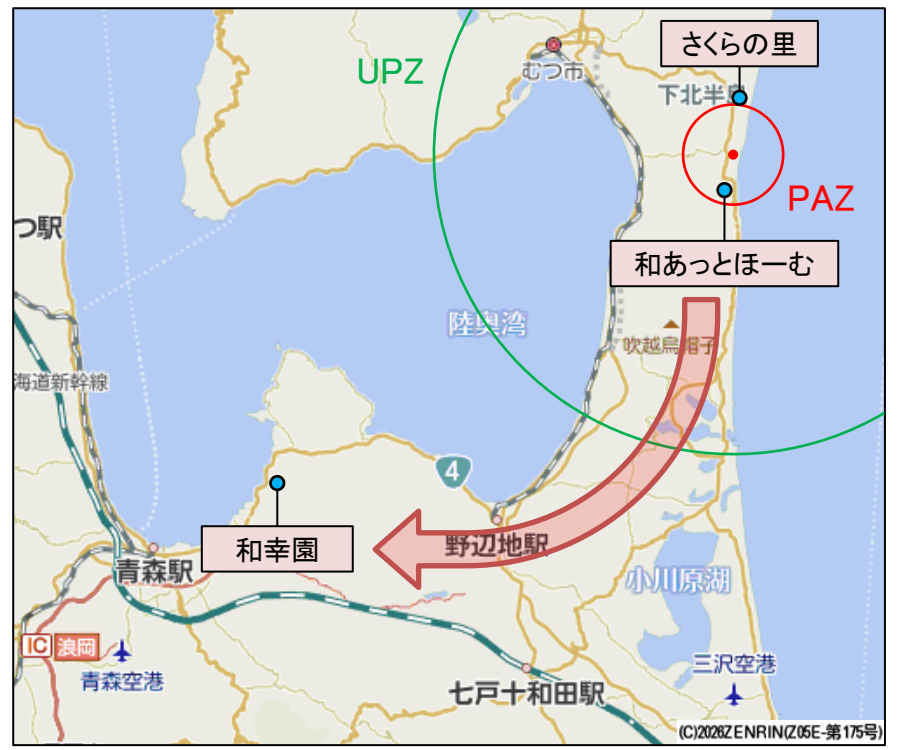
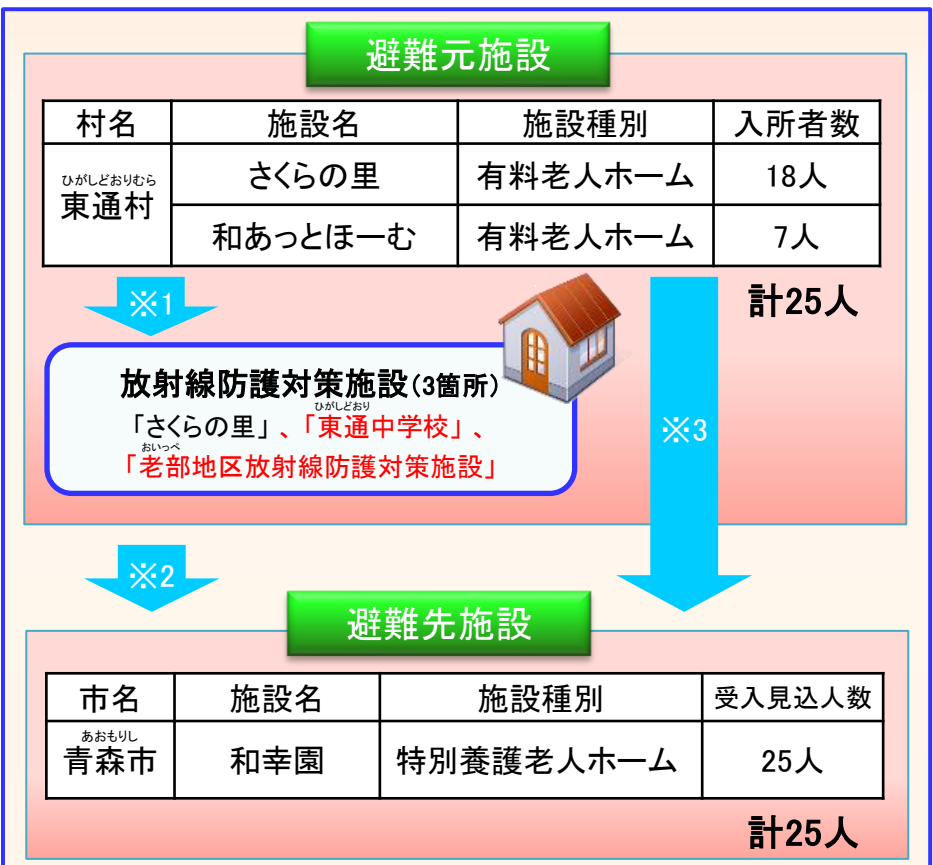
PAZにおける避難体制

- 警戒事態で、東通村^{ひがしどおりむら}は、住民広報、一時集合場所の開設を行い、青森県は、青森県バス協会に避難用バスの準備要請を行うとともに、青森市^{あおもりし}に避難先の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、東通村^{ひがしどおりむら}は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、東通村^{ひがしどおりむら}は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難先へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合の上で、避難先へ移動する。



PAZの社会福祉施設の入所者への対応

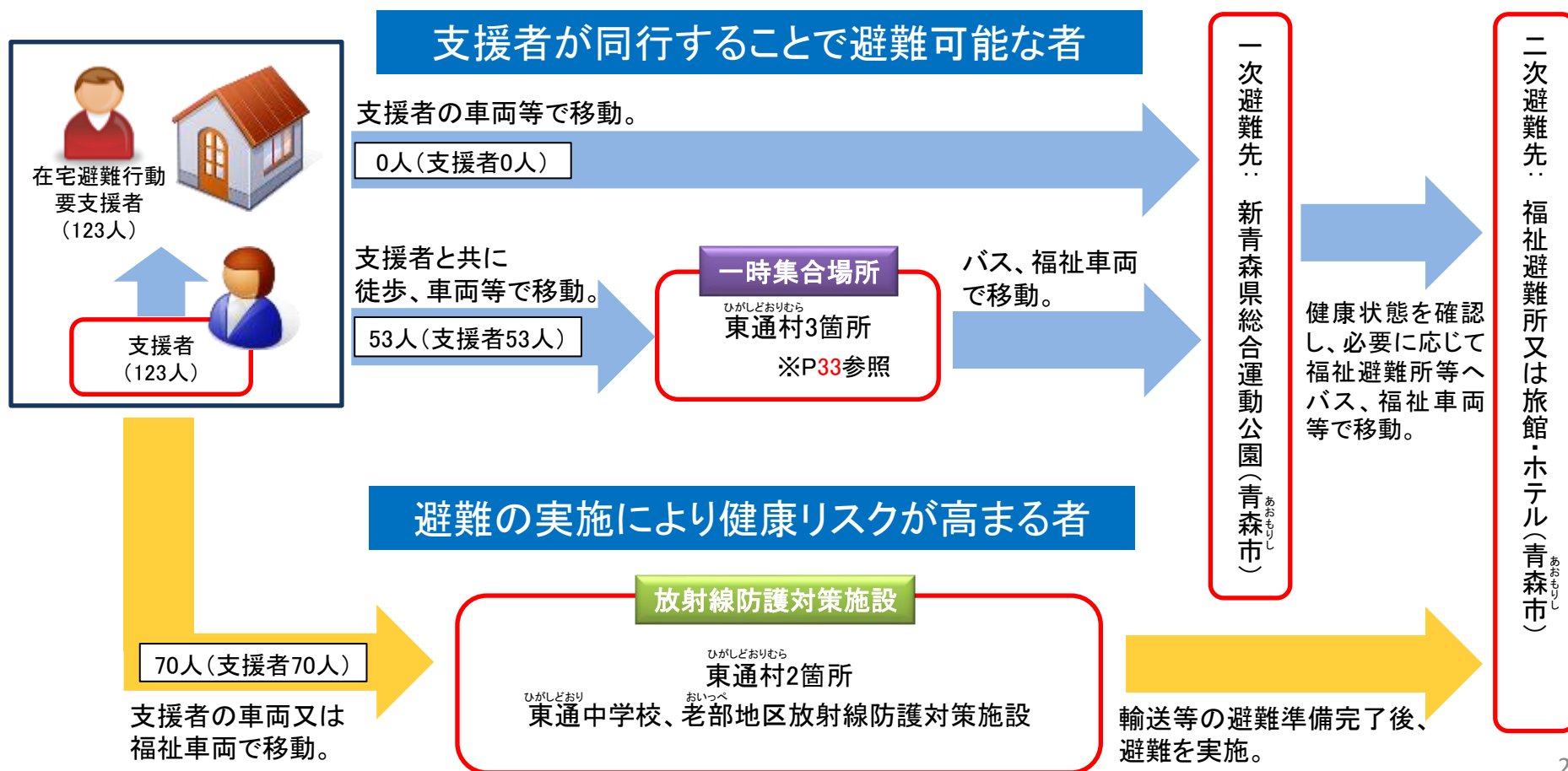
- PAZの社会福祉施設(2施設25人)は、施設ごとの避難計画を策定済みであり、UPZ外の青森市内にある施設を避難先として確保。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、青森県が受入先を調整。
- 通所施設の利用者は、警戒事態でサービスを中止し、家族等へ引き渡す。



※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設である、有料老人ホーム「さくらの里」、東通中学校又は老部地区放射線防護対策施設にて屋内退避。
※2 安全に避難が実施できる準備が整い次第、あらかじめ定められた避難先施設へ避難。
※3 避難可能な入所者は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難。

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

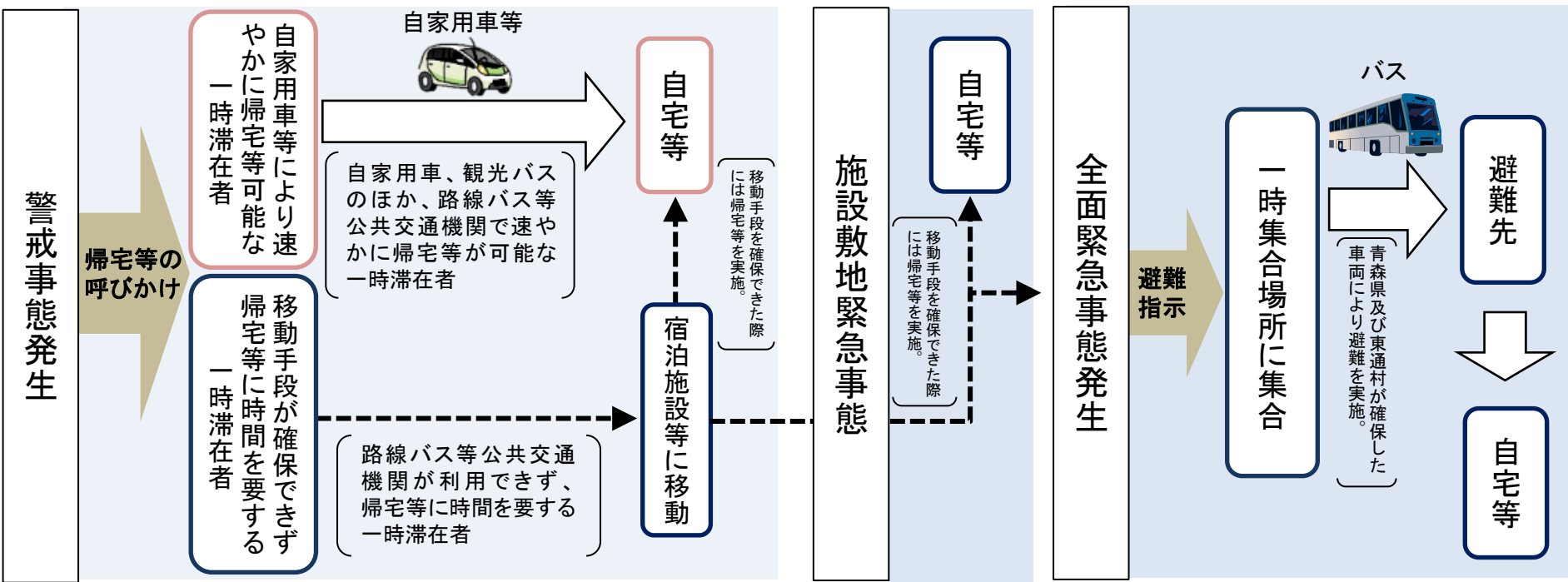
- 在宅の避難行動要支援者123人全員に対して支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、東通村、自主防災組織、民生委員、消防団等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護対策施設に屋内退避。
- 放射線防護対策施設に屋内退避を実施していた者は、輸送等の避難準備完了後、福祉車両等で避難。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 青森県及び東通村は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、青森県及び東通村が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



<PAZの観光施設の状況>

地区名	施設名	入場見込人数
おだのさわ 小田野沢	トントウビレッジ	約80人

※ 観光客数については、令和6年度のPAZにおける入場ピーク時(8月)での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定。

PAZにおける施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

	想定対象 人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
社会福祉施設の入所者のうち、職員が同行することで避難可能な者及び職員を避難先施設に輸送	31人 (入所者22人 +職員9人)	1台 (入所者17人 +職員7人)	0台	3台 (入所者5人 +職員2人)	必要車両台数については2施設ごとに算出した合計値。【P28】
社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及び職員を放射線防護対策施設に輸送	6人 (入所者3人 +職員3人)	0台	3台 (入所者3人 +職員3人)	0台	必要車両台数については、放射線防護対策を施した施設ではない「和あっとほーむ」から算出した値。【P28】
在宅の避難行動要支援者のうち、支援者が同行することで避難可能な者及びその支援者を避難先施設に輸送	106人 (要支援者53人 +支援者53人)	3台 (要支援者53人 +支援者53人)	0台	0台	【P29】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送	140人 (要支援者70人 +支援者70人)	0台	7台 (要支援者7人 +支援者7人)	32台 (要支援者63人 +支援者63人)	【P29】
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	●●人	●●台 (●●人)	●台	●台	●●人は自家用車による避難。
合 計	●人	●台	●台	●台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
※2 バスは1台当たり40人程度、福祉車両(ストレッチャー仕様、車椅子仕様)は1台当たり要支援者●人程度の乗車を想定。

PAZにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、社会福祉施設、東通村、関係市町村及び東北電力が配備する車両のほか、青森県の要請に基づき、青森県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 青森県及び青森県バス協会は、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		●台	●台	●台	
(B) 確保車両台数		計●台以上	計●台以上	計●台以上	
確保先	社会福祉施設	1台	—	—	
	ひがしどおりむら 東通村	—	1台	—	
	むつ市、野辺地町、 よこはままち、ろっかしよむら 横浜町、六ヶ所村	—	4台	—	
	青森県バス協会 青森県タクシー協会	●	●	●	PAZ・UPZ市町村が所在する地域のバス会社が保有するバス車両(貸切)総数:212台 タクシー協会が保有する福祉タクシー台数:80台
	東北電力	●	●	●	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー●人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子●人乗り

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。32

PAZにおける施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 青森県及び東通村によるアンケート調査の結果、PAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計106人。
- 東通村では、3箇所の一時的集合場所を開設し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時的集合場所に集合し、避難を実施。



一時集合場所		人数※	バス必要台数
①	○ そでやま館	26人	1台
	● 東京電力新小田野沢寮敷地		
②	◎ 老部ふるさと館	38人	1台
③	○ いさりび館	42人	2台
	● 白糠地区避難施設		
合 計 (3箇所)		106人	4台

○: 津波警報未発令時に開設
●: 津波警報発令時に開設
◎: 津波警報の有無にかかわらず開設

※ 人数は現段階で東通村が把握している暫定値。

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(3施設)で屋内退避を実施。
- これら3施設では、屋内退避者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大444人収容可能。
- また、これら3施設では、屋内退避者のための3日～4日分の食料及び生活物資等を備蓄。



住宅型有料老人ホームさくらの里
(収容可能者数: 30人)



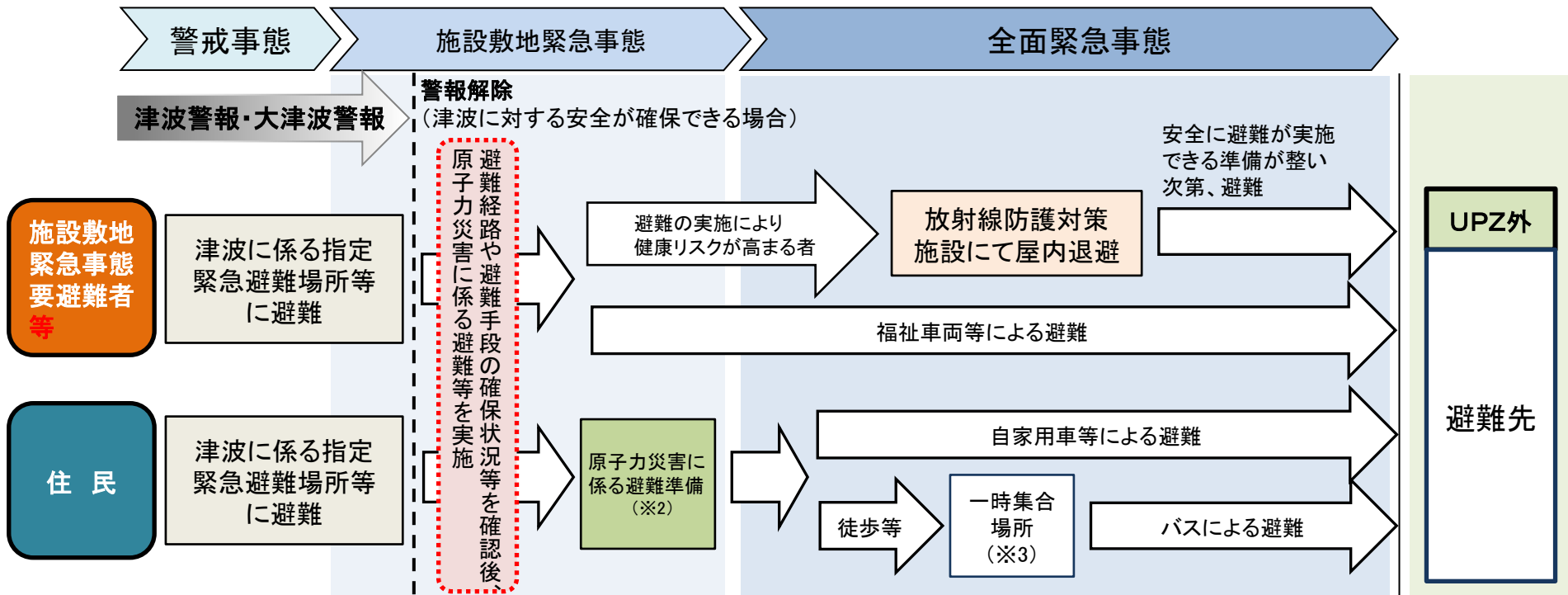
おいっぱ
老部地区放射線防護対策施設
(収容可能者数: 62人)



津波との複合災害時におけるPAZの防護措置

- 津波との複合災害時(津波警報又は大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等、津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報・大津波警報が解除された場合の例＞



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。

※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。

※3 一時集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

感染症※¹の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

		避難元		避難等の実施		避難先	
						感染症指定医療機関等で治療	
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者（重症者）						
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者（軽症者等）※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
	それ以外の者※3		放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者（軽症者等）※2	バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 （例） ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。		避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
一般住民		自宅等で避難準備	SE 避難等開始				
	感染者（軽症者等）※2			➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。		
	それ以外の者※3			➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。		
		指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・指定避難所等の場所を分ける。		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		
			GE 避難等開始				
感染者（軽症者等）※2				➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。		
それ以外の者※3				➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。		

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防対策を徹底

※¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※² 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
※³ 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

第1章 ^{ひがしどおり}東通原子力発電所

4. PAZの全面緊急事態における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 東通村のPAZ（小田野沢地区、老部地区、白糠地区）内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた青森市の避難先（新青森県総合運動公園）に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、バスで避難先へ避難。
- 避難先については、村の広報誌や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

PAZ対象地区	避難対象者※	バス避難者数	自家用車避難者数
小田野沢地区	●人	●人	●人
老部地区	●人	●人	●人
白糠地区	●人	●人	●人
合計	●人	●人	●人



避難元：東通村

徒歩等

一時集合場所：3箇所

- そでやま館
- 東京電力新小田野沢寮敷地
- ◎ 老部ふるさと館
- いさりび館
- 白糠地区避難施設

- ：津波警報未発令時に開設
- ：津波警報発令時に開設
- ◎：津波警報の有無にかかわらず開設

自家用車

バス

避難先【青森市】：新青森県総合運動公園（2,560人）

※ 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民数及びその支援者数を引いた数字。 ()は収容可能人数。 38

全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民269人分、バス8台。
- 青森県は、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき、青森県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、青森県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

< 全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数※1	必要車両台数※2	備考
バスにより避難する住民	269人	8台	【P40】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
※2 バス1台当たり40人の乗車を想定。

< 全面緊急事態での輸送能力の確保 >

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		8台	
(B) 確保車両台数		8台以上	
確保先	青森県バス協会	1,546台	PAZ・UPZ市町村が所在する地域のバス会社が保有するバス車両(貸切)総数212台

※ 海路避難する必要が生じた場合(P41参照)、大間港または脇野沢港からは、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定書」に基づき、津軽海峡フェリー株式会社の船舶及び青函フェリー等で海路避難を実施。
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

PAZにおけるバス避難の住民の数及び一時集合場所

- 青森県及び東通村^{ひがしどおりむら}によるアンケート調査の結果、PAZにおけるバスで避難する住民は269人。
- バスで避難する住民は、東通村^{ひがしどおりむら}が設置する3箇所^{あおもりし}の一時集合場所に徒歩等で集まり、青森県が手配したバスにより、避難先である青森市へ避難。



一時集合場所		人数※	バス 必要台数
①	○ そでやま館	85人	3台
	● 東京電力新小田野沢 寮敷地 おだのさわ		
②	◎ 老部ふるさと館 おいっぺ	78人	2台
③	○ いさりび館	106人	3台
	● 白糠地区避難施設 しらめか		
合 計(3箇所)		269人	8台

○:津波警報未発令時に開設

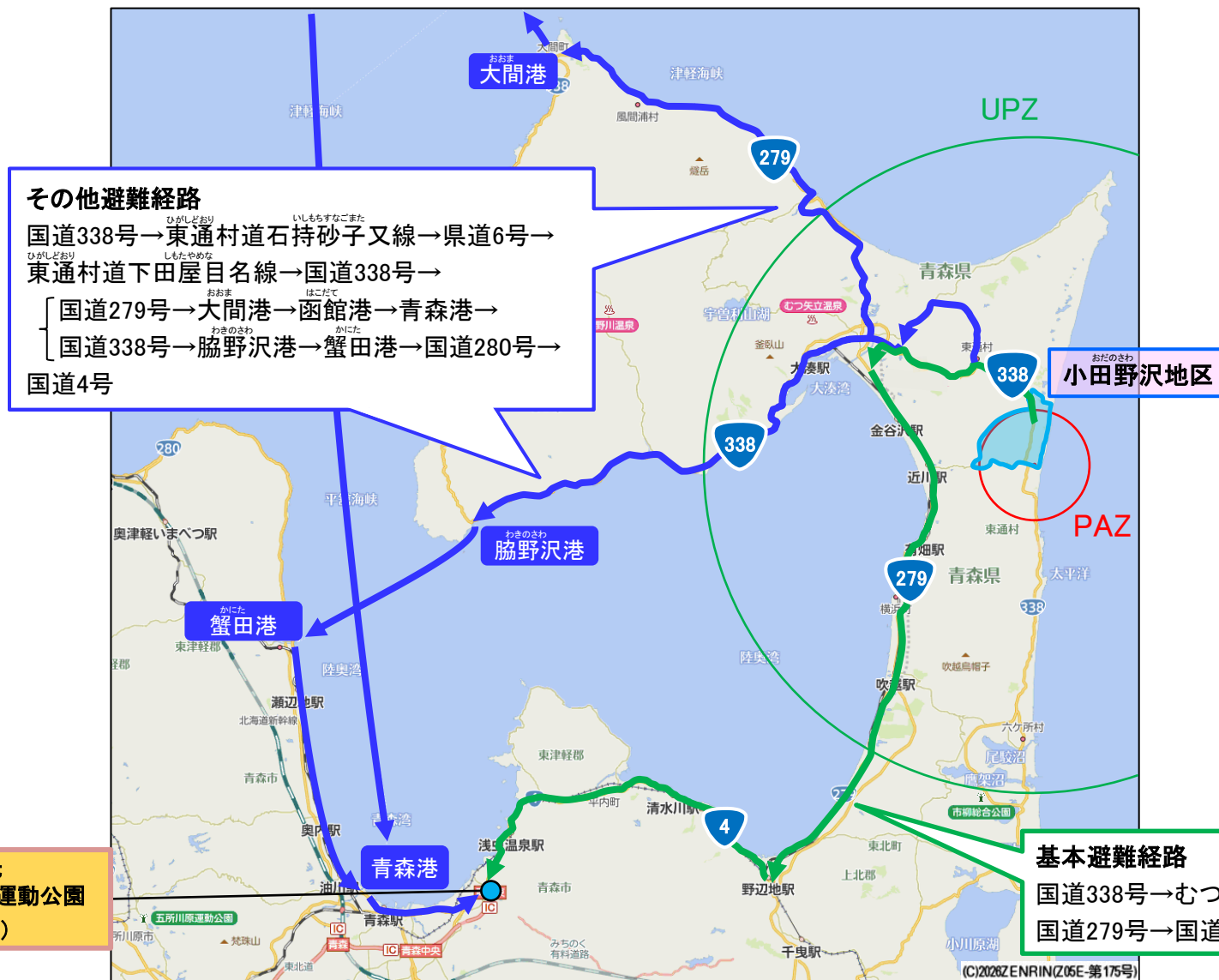
●:津波警報発令時に開設

◎:津波警報の有無にかかわらず開設

※ 人数は現段階で東通村が把握している暫定値。

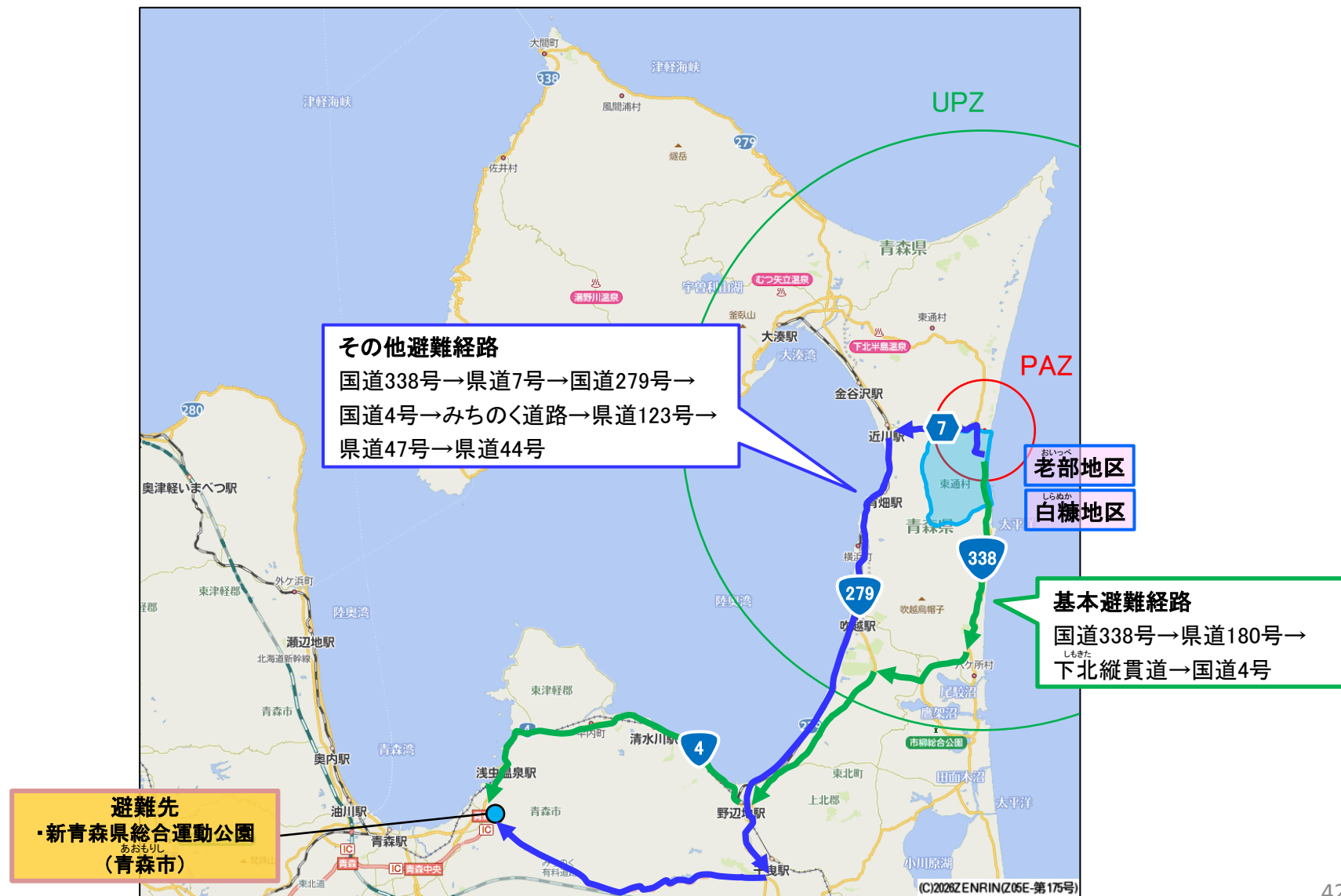
PAZ(北部)から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



PAZ(南部)から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリコプターからの映像伝送により道路渋滞を把握し、青森県・関係市町村及び青森県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

ひがしどおり
東通地域における交通対策

➤ 交通誘導対策

- 自家発電機能付の信号機の設置、ヘリコプターからの映像伝送、主要交差点等における青森県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

➤ 交通広報対策

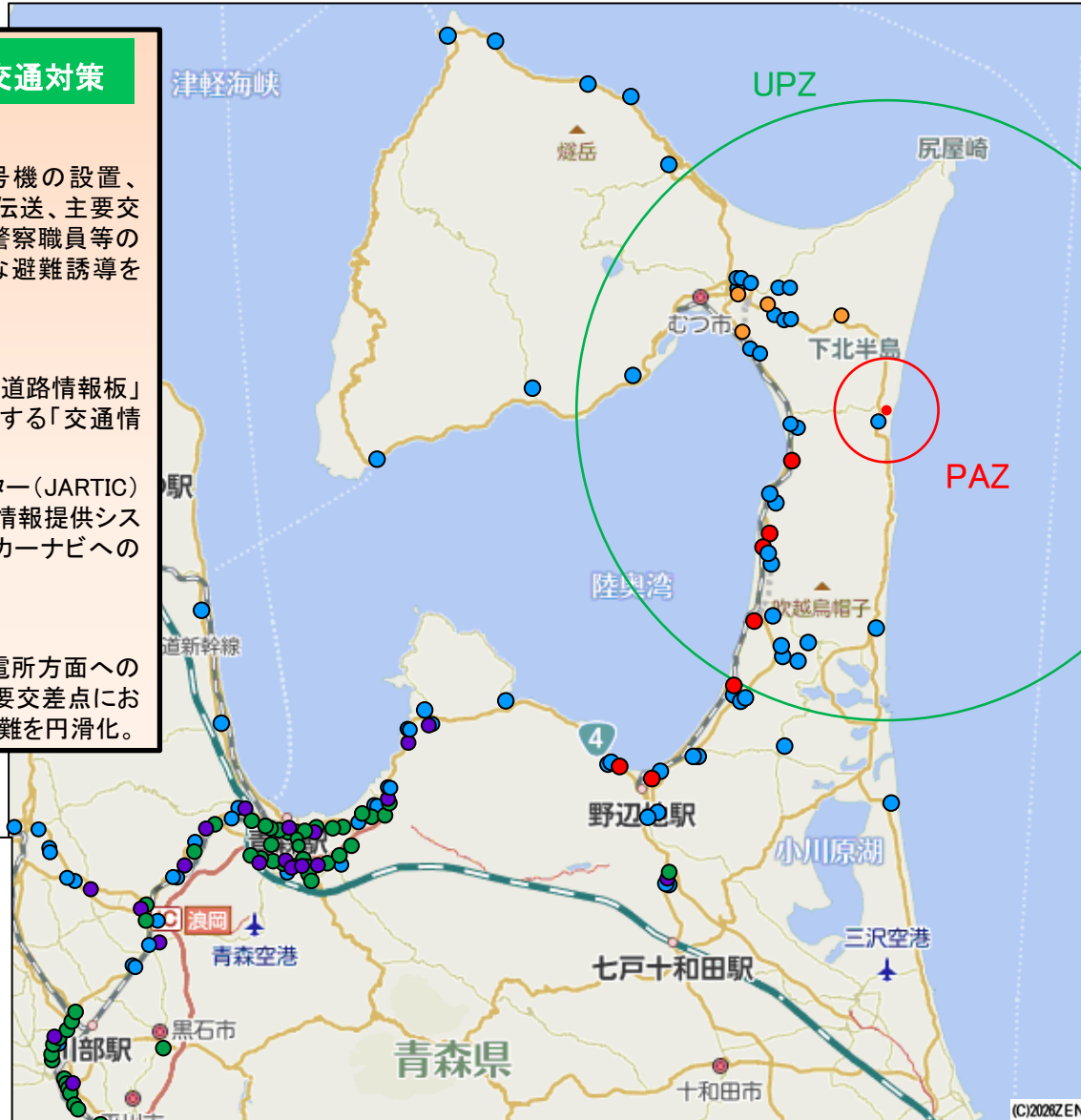
- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び青森県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報。
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報。

➤ 交通規制対策

- 必要に応じた原子力発電所方面への車両等の進入抑制や主要交差点における信号操作等により避難を円滑化。

【凡例】

- 自家発電機能付信号機
- 交通整理地点
- 交通規制地点
- 交通情報板
- 道路情報板



【自家発電機能付信号機】



避難経路に56箇所設置

【交通情報板】



避難経路に30箇所
(青森市内13箇所含む)設置

【道路情報板】



避難経路等に58箇所設置

【ヘリコプターによる映像伝送】



道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

避難を円滑に行うための対応策②

- ひがしどおりむら
➤ 東通村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に、色分けされた「避難車両認識票」を配布。また、バス等避難で利用する一時集合場所について、平時から周知する「避難支援表示板」を設置。
- 原子力発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難経路・避難先等の情報を掲載した「原子力防災ガイドブック」等の啓発資料を作成し、村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。

東通村(PAZ)

避難車両

安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付



避難車両認識票



避難支援表示板
〔防水蓄光顔料を採用し、
停電時でも視認可能〕



原子力防災ガイドブック

第1章 ^{ひがしどおり}東通原子力発電所

5. UPZにおける対応

<対応のポイント>

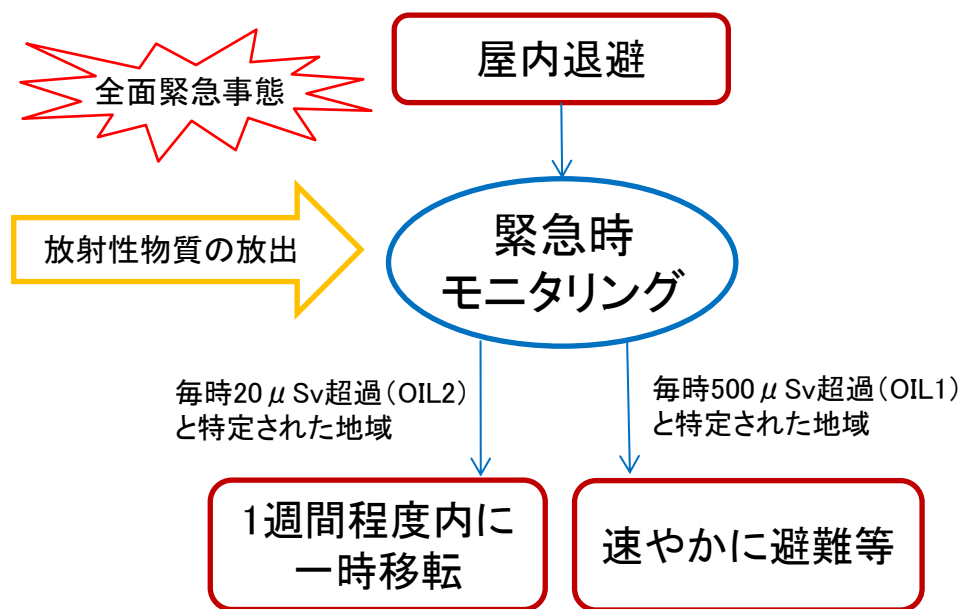
1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、OIL毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZの防護措置の基本的な流れ



※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないことかつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。

一時移転等に備えた関係者の対応

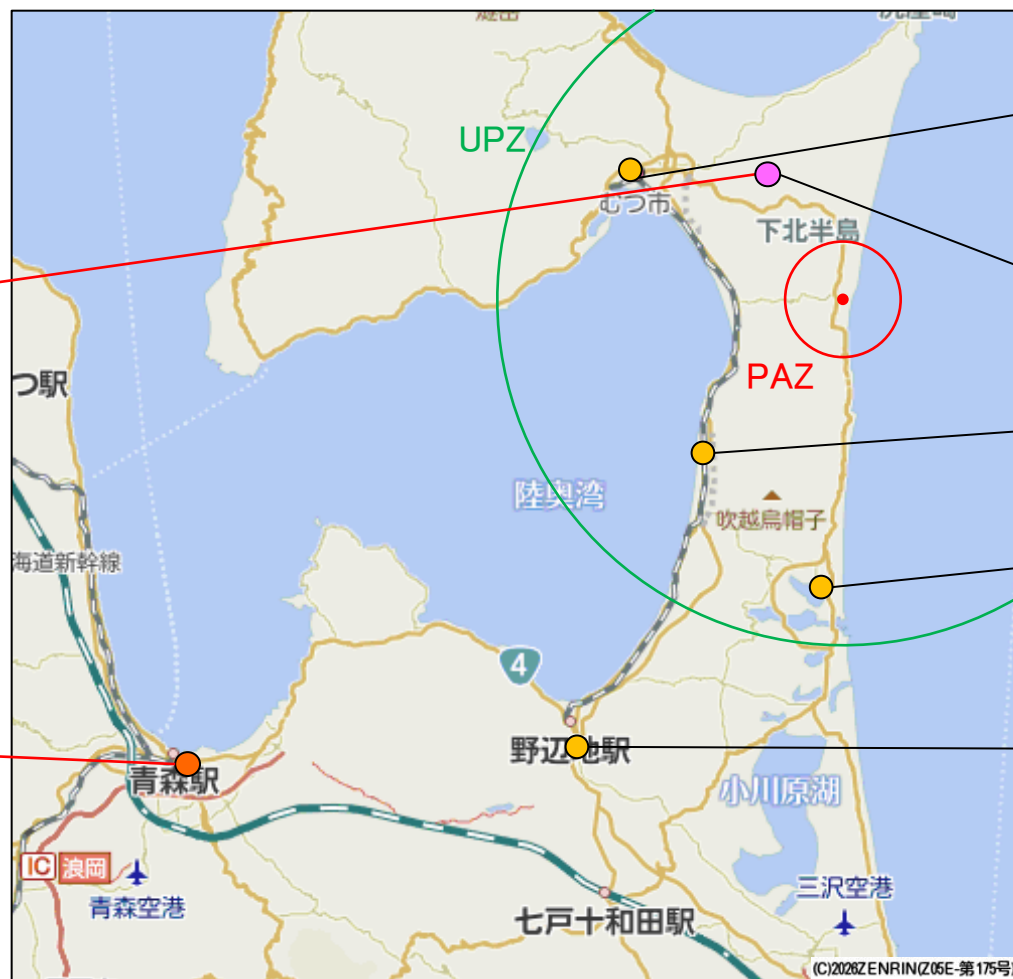
- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請。



オフサイトセンター
ひがしどおりむら
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



むつ市災害対策本部

ひがしどおりむら
東通村災害対策本部

よこはままち
横浜町災害対策本部

ろっかしよむら
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち
野辺地町災害対策本部

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、関係市町村・関係機関から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

原子力災害対策本部
(首相官邸)



原子力災害現地対策本部

テレビ会議
システム等

青森県災害対策本部
(青森県庁)



関係市町村
災害対策本部

電話、FAX等



自治会、消防団、農業協同組合、
漁業協同組合、医療機関、社会
福祉施設、教育機関 等



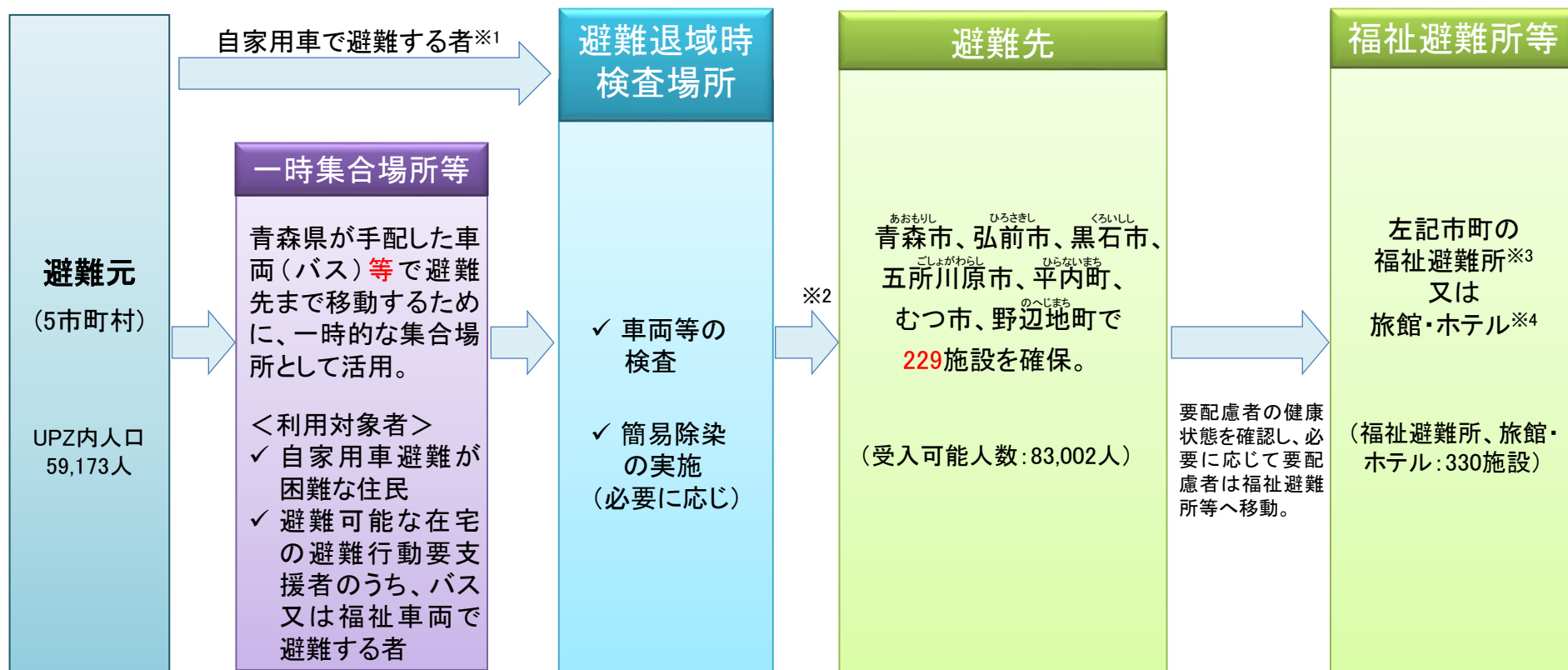
防災メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、
テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス 等



住民

UPZ内住民の一時移転等①

- 国の原子力災害対策本部、青森県及び関係市町村は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務(避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごと^{※1}の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。



※1 横浜町、六ヶ所村の住民等は、避難者カードの受領等のため、自家用車で避難する者も一時集合場所を利用する。

※2 六ヶ所村については、避難先である弘前市へ避難する前に、村内に設けた避難経路所で、住民の安否確認や避難者名簿への登録を行う。

※3 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている。

※4 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合(避難先の市町では約80事業者が加入)は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を結び、要配慮者等の避難場所を確保している。

UPZ内住民の一時移転等②

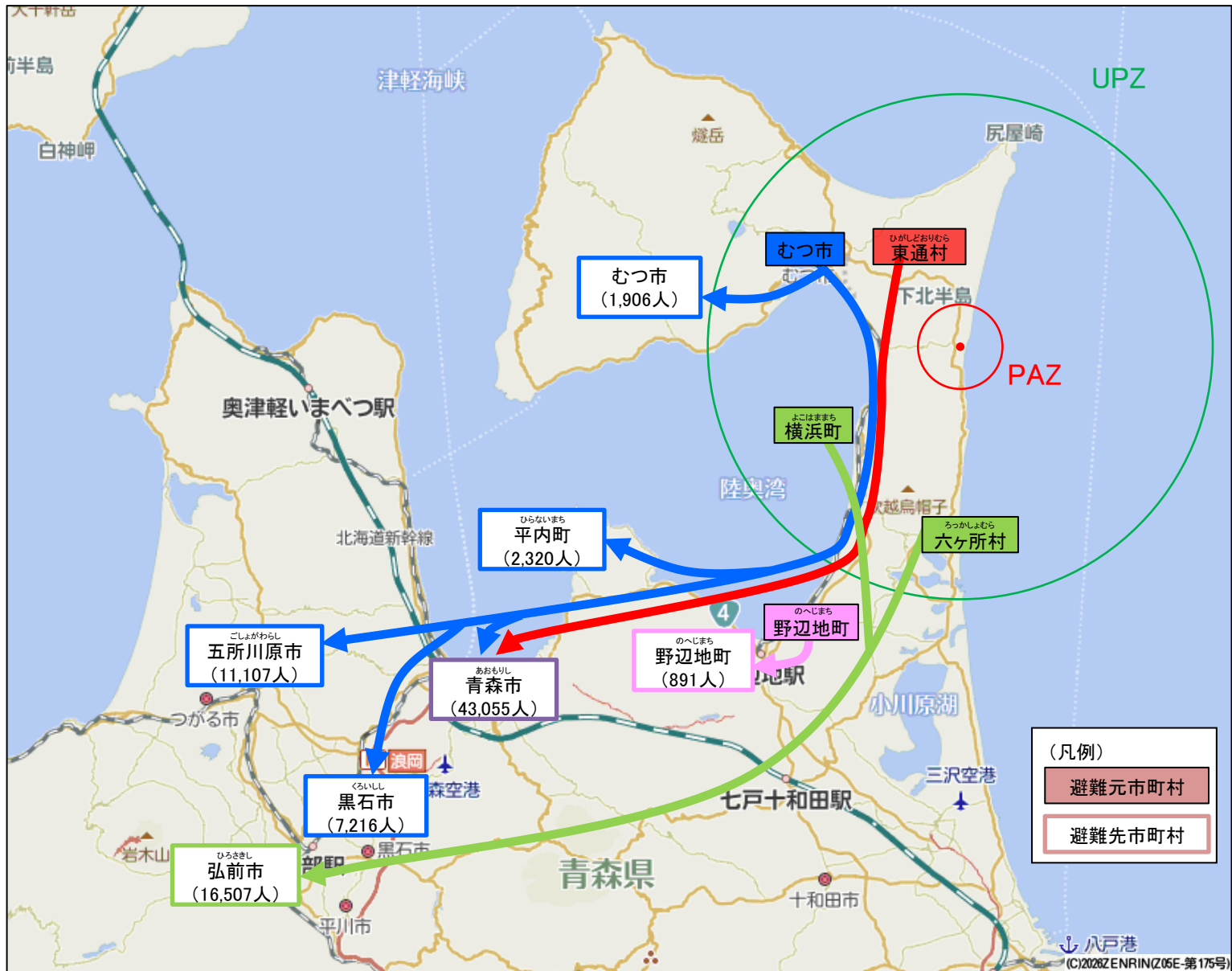
- UPZ関係市町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、青森県は県内市町村と、他の避難先の調整を行う。
- 青森県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。

避難元自治体 ※()は対象人口	避難先自治体 ※()は受入可能人数	
ひがしどおりむら 東通村(3,364人)	あおもり 青森市:10施設(4,570人)	合計 (4,570人)
むつ市(45,109人)	あおもり 青森市:117施設(38,485人)、くろいし 黒石市:20施設(7,216人)、 ごしよがわらし 五所川原市:38施設(11,107人)、ひらないまち 平内町:12施設(2,320人)、 むつ市:3施設(1,906人)	合計 (61,034人)
のへじまち 野辺地町(50人)	のへじまち 野辺地町:野辺地町中央公民館(891人)	合計 (891人)
よこはままち 横浜町(4,055人)	ひろさきし 弘前市:弘前市運動公園内4施設(5,462人)	合計 (5,462人)
ろっかしよむら 六ヶ所村(6,595人)	ひろさきし 弘前市:24施設(11,045人)	合計 (11,045人)
対象人口 合計:59,173人	避難先:229施設 受入可能人数 合計:83,002人	

何らかの理由で左記避難先に避難できない場合は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、青森県が調整の上、代替避難先を確保。

UPZ内住民の一時移転等③

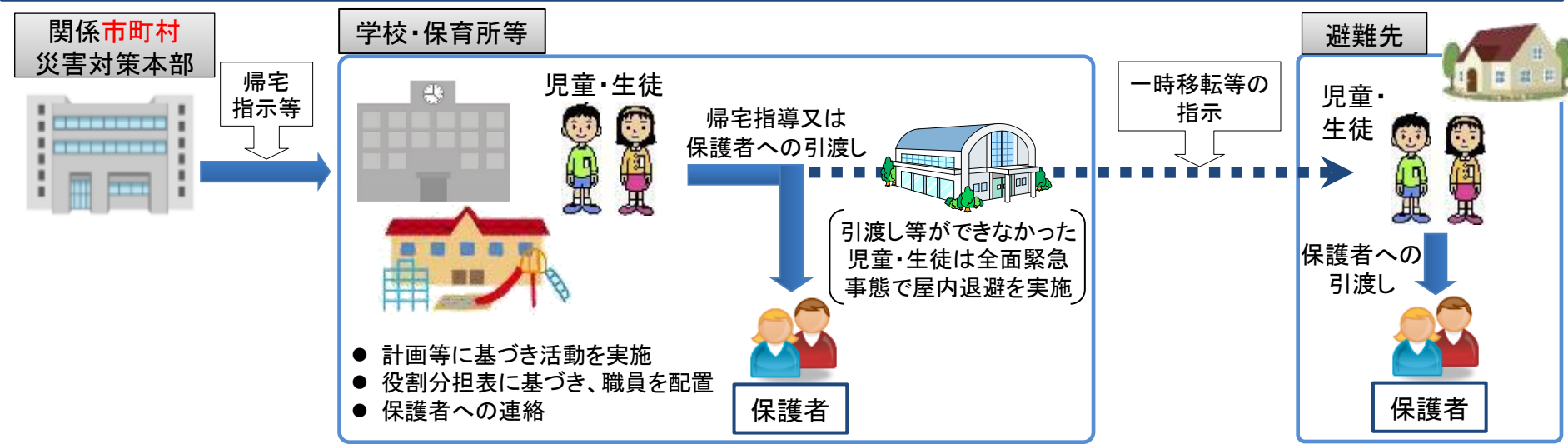
➤ UPZ関係市町村の住民の避難先は、青森県内において確保。



※()は受入可能人数。

UPZの学校・保育所等の防護措置

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態の段階で、UPZの学校・保育所等の児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、青森県や関係市町村からの指示や計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後、事態が悪化し、青森県又は関係市町村災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、青森県及び関係市町村災害対策本部と連携を図る。



UPZの教育機関数		保育所・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
青森県	教育機関数	25施設	13施設	11施設	4施設	1施設	54施設
	児童・生徒数	1,581人	2,461人	1,505人	1,239人	87人	6,873人

UPZの医療機関・社会福祉施設等の避難先

- UPZにある入院病床を有する医療機関(5施設571人)と社会福祉施設等(54施設1,726人)については、施設ごとの避難計画を策定済み。
- 避難先施設については、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度」に基づき、避難の受入を行う医療機関及び社会福祉施設等をあらかじめ登録。原子力災害が発生した場合、青森県災害対策本部は、当該登録先施設に入院患者・入所者の受入要請を行い、一時移転等の準備を調整。

<UPZ>

施設区分	避難元施設	
	施設等数	定員数
医療機関	5	571人
社会福祉施設等	54	1,726人
高齢者施設等	39	1,494人
障害児(者)入所施設等	15	267人
合 計	59	2,224人

施設ごとの
避難計画等に
基づき避難

<UPZ外(青森市、弘前市等)>

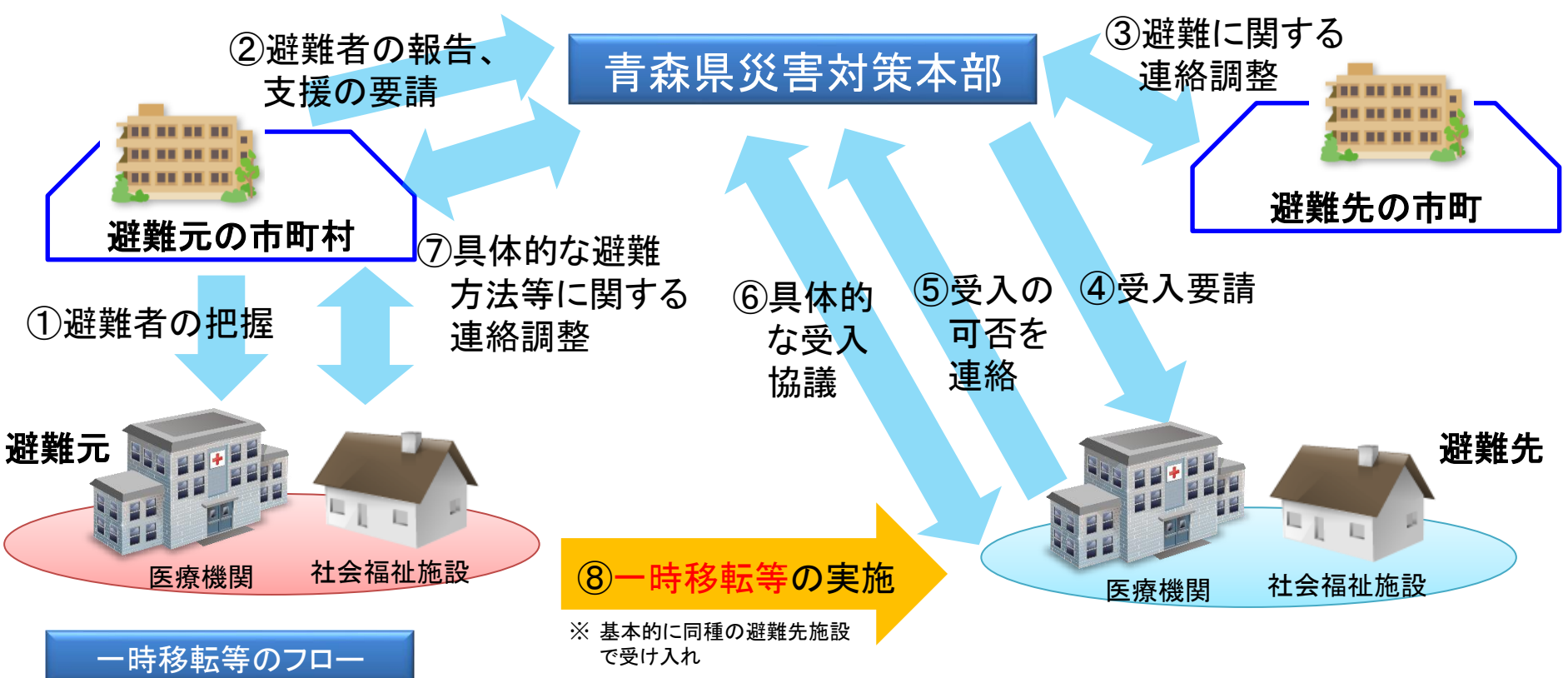
避難先施設	
受入 施設数	受入 可能人数
16	651人
185	1,511人
169	1,207人 [※]
16	304人
201	2,162人

- 基本的には、同種の施設間で避難を実施。
- 施設数、人数については、令和●年●月●日現在。

※ 高齢者施設等の受入可能人数は、高齢者施設等の1,207人のほか、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、避難元の高齢者施設等の入所者のうち要介護1の者(●人)を、旅館・ホテル等で受け入れる。

UPZの医療機関・社会福祉施設等の受入先確保のための調整スキーム

➤ 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。



一時移転等のフロー

- ①UPZの医療機関・社会福祉施設等（避難元病院等）は、東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。

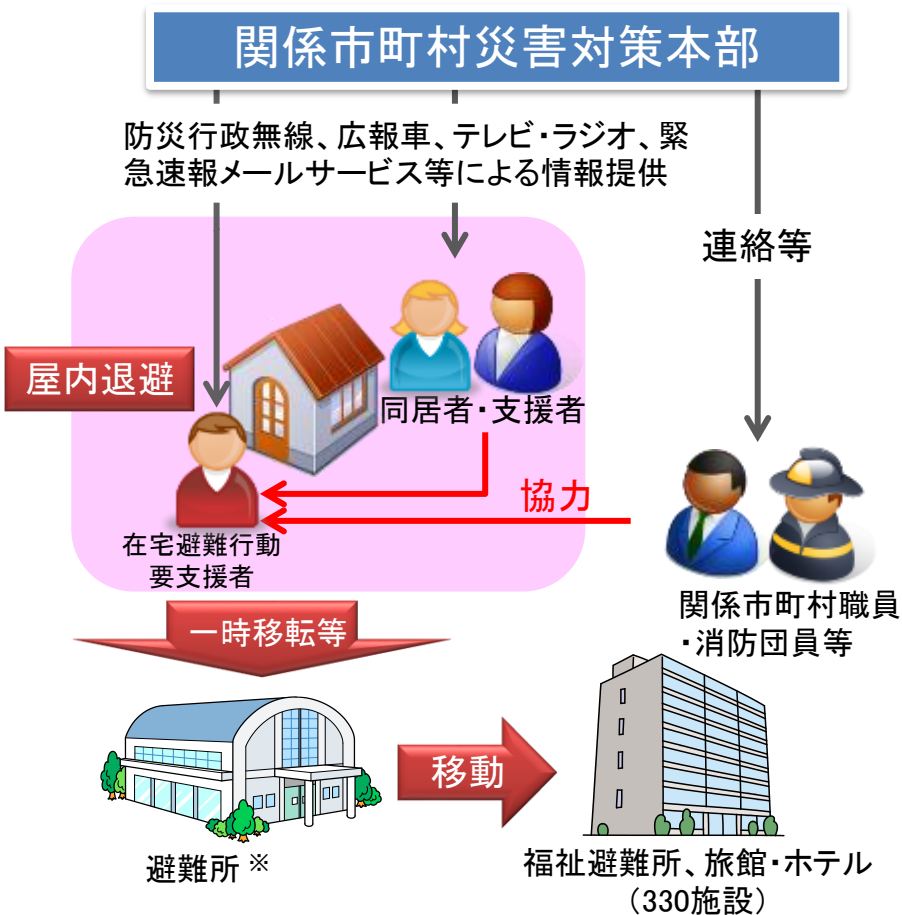
②避難元の市町村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- ③県の災害対策本部は、避難先の市町村災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等（避難先病院等）に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。

④県の災害対策本部は、避難元の市町村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。

⑤避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者等の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町村が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、青森県災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- また、行政、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数 (令和●年●月●日現在)	
関係市町村	UPZ内 (): 支援者等ありの人数
ひがしどおりむら 東通村	147人(147人)
むつ市	2,865人(2,545人)
のへじまち 野辺地町	0人(0人)
よこはままち 横浜町	21人(8人)
ろっかしよむら 六ヶ所村	159人(112人)
合 計	3,192人(2,812人)

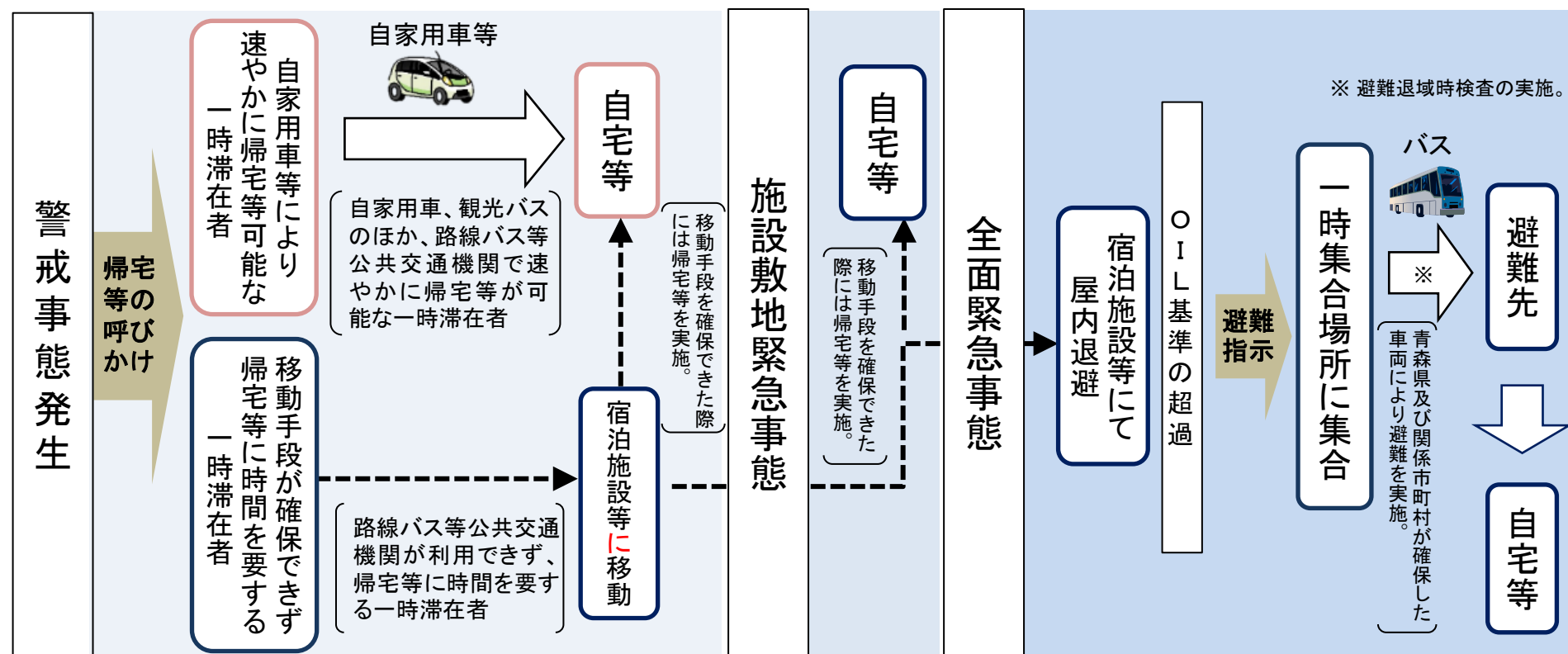
※ 行政、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

※ 六ヶ所村においては、避難経由所を経由。

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

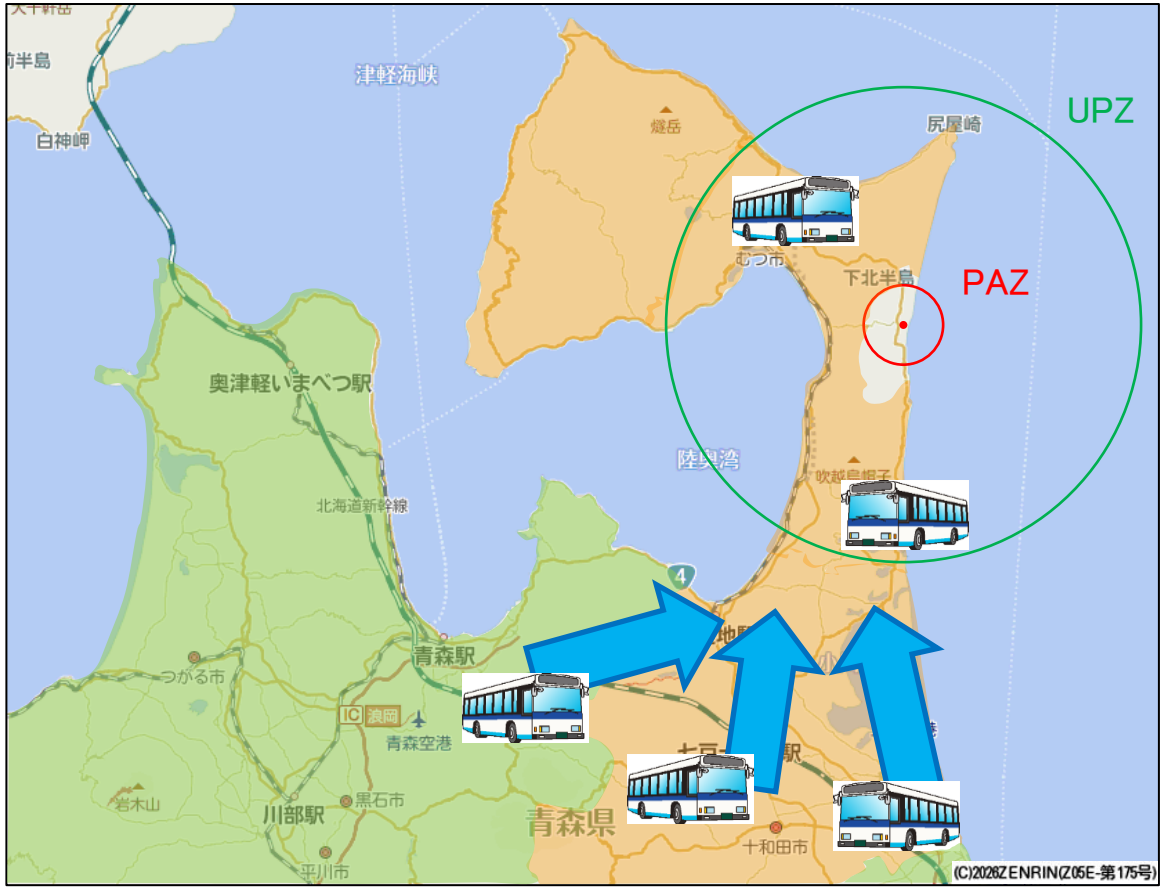
- 青森県及び関係市町村は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、青森県及び関係市町村が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZの一時移転に必要な輸送能力の確保

- UPZでの一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、青森県及び青森県バス協会が「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、青森県バス協会が、まず下北地域及び上北地域のバス事業者と調整し、当該地域内の輸送手段では不足する場合、更に青森県全域のバス事業者と順次調整を行い、必要な輸送手段を調達する。
- 青森県内の輸送手段では不足する場合、青森県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。



青森県内保有バス台数

地域	保有台数 ※
しもきた かみきた 下北・上北	282台 (うち、貸切バス236台)
上記以外の青森 県内各地域	1,264台 (うち、貸切バス549台)
合 計	1,546台 (うち、貸切バス785台)

※ バス台数については、令和7年1月現在。

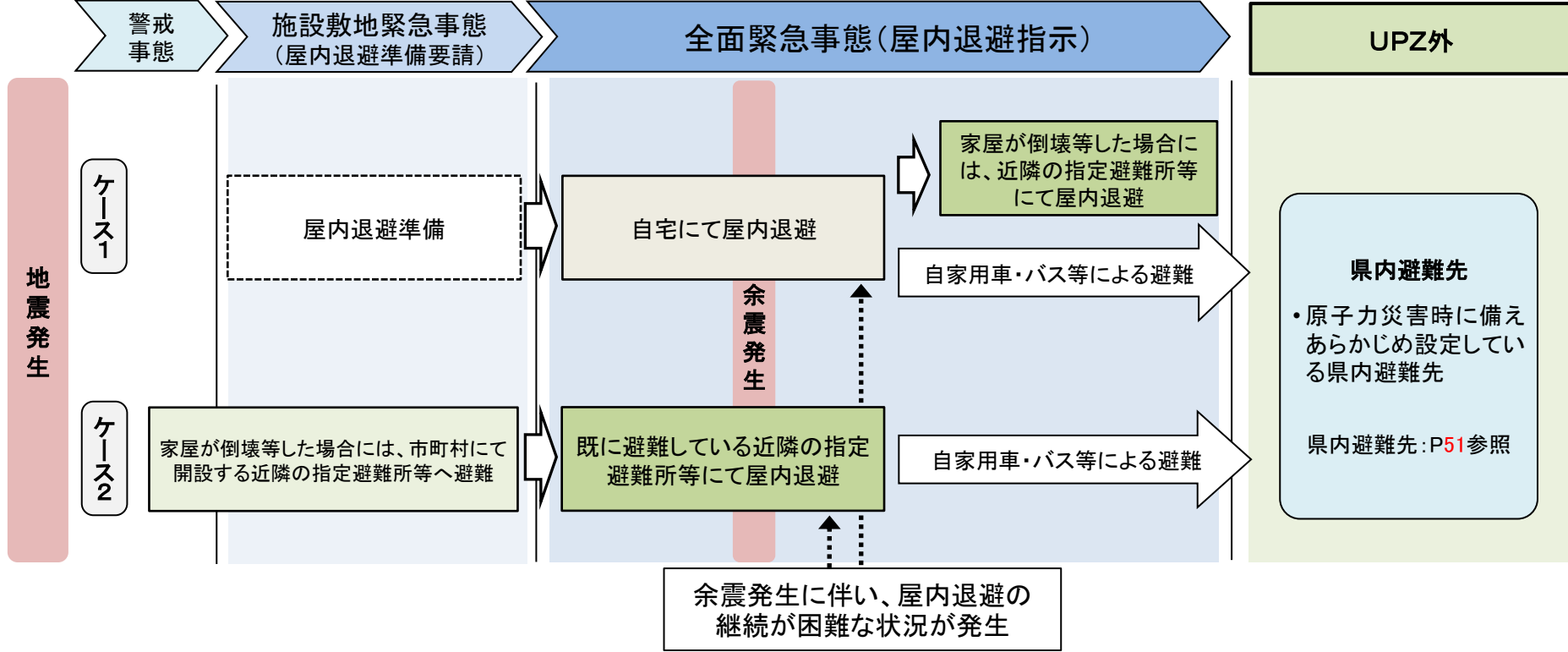
※ 海路避難する必要が生じた場合(P61,62参照)、大間港または脇野沢港からは、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定書」に基づき、津軽海峡フェリー株式会社の船舶及び青函フェリー等で海路避難を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

自然災害等(地震等※)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町村にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体等の指示に従い避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び青森県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>

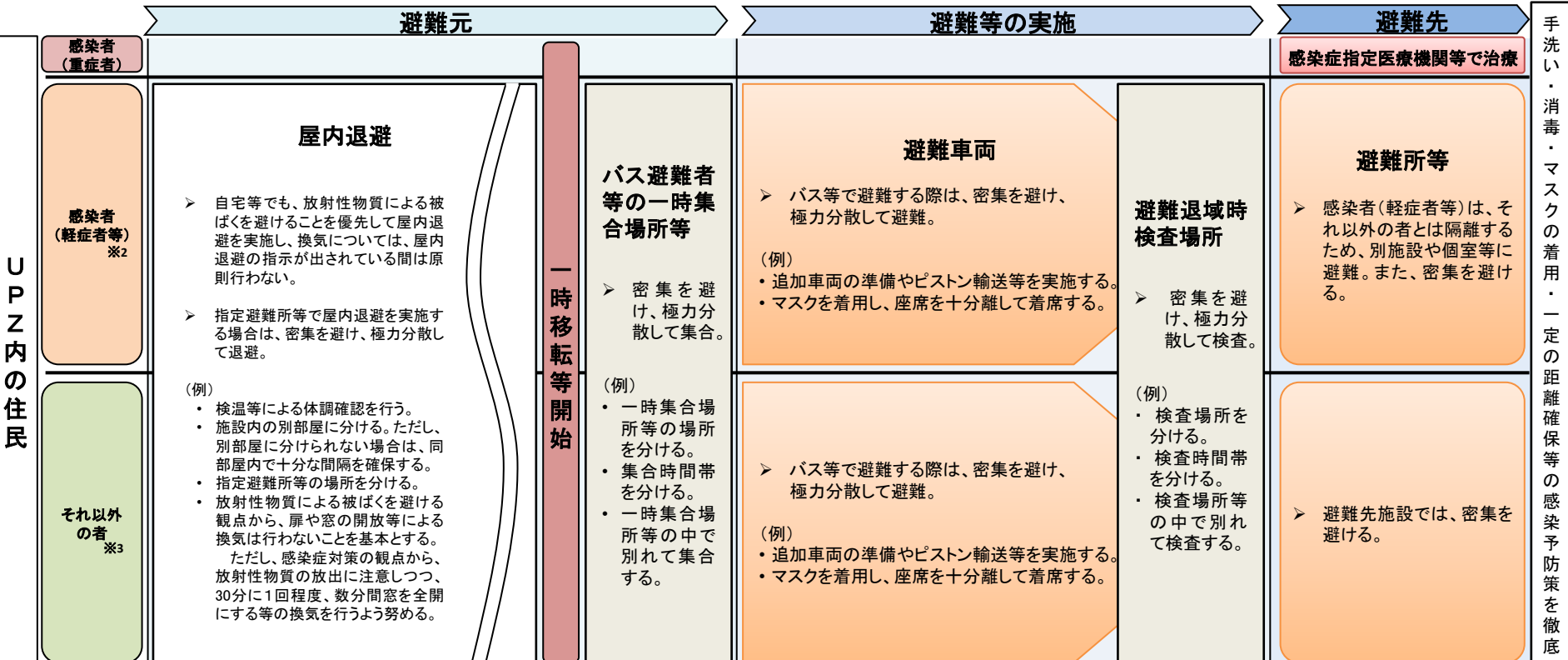


※ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

感染症※¹の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

㊦災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(平成30年12月6日)

【対象】

青森県内の全40市町村

【応援内容】

- ①応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ②食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- ④災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

㊩大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(令和4年4月1日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧等に必要な要員
- ②避難所の運営支援に必要な要員
- ③支援物資の管理等に必要な要員
- ④行政機能の補完に必要な要員
- ⑤応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
- ⑥食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ⑦救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ⑧救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
- ⑨ヘリコプターによる情報収集等
- ⑩傷病者の受け入れのための医療機関
- ⑪被災者を一時収容するための施設
- ⑫火葬場、ゴミ・尿処理業務
- ⑬仮設住宅用地
- ⑭輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
- ⑮その他特に要請のあったもの

㊰全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(令和6年1月31日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㊱原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



東通村におけるUPZから避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

【凡例】

●：避難退域時検査場所（候補地）

その他避難経路

国道338号→

- 国道279号→大間港→函館港→青森港→
 - 国道338号→脇野沢港→蟹田港→国道280号→
- 国道4号

基本避難経路

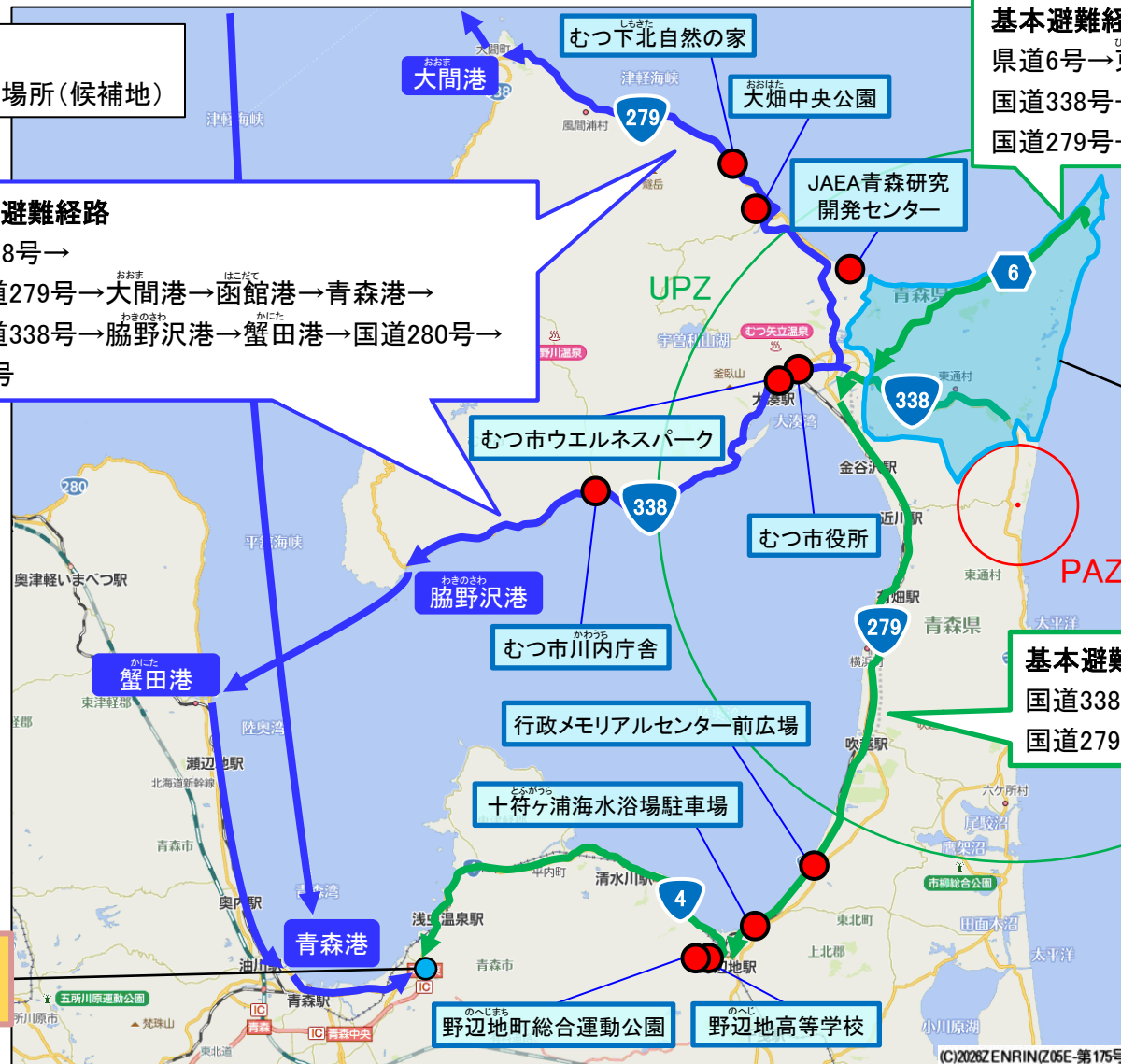
県道6号→東通村道下田屋目名線→
国道338号→むつ市道酪農1号→
国道279号→国道4号

ひがしどおりむら
東通村
3,364人

基本避難経路

国道338号→むつ市道酪農1号→
国道279号→国道4号

避難先
あおもり
：青森市内 10施設



むつ市におけるUPZから避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



野辺地町におけるUPZから避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



横浜町におけるUPZから避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

【凡例】

● : 避難退域時検査場所(候補地)



- :避難退域時検査場所(候補地)



自然災害により道路が通行不能になった場合の復旧策(自然災害対応)

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、青森県及び東通村は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの関係市町村においても同様に、避難経路が自然災害により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等を基に、応急復旧工事を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。